

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
北海道	小樽市	小樽市小売業等事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きく影響を受けている市内の小売事業者等を対象に、支援金を支給し、事業の継続を支援	次の全ての要件に該当する事業者 ①日本標準産業分類（大分類）に基づく以下のいずれかの事業を行っていること 1卸売業、小売業、2宿泊業、飲食サービス業のうち飲食サービス業、3生活関連サービス業、娯楽業 ②市内で週5日以上、通年で事業を行っていること ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月～6月のいずれかの月の売上げが前年同月比30%以上減少している事業者	1事業者当たり10万円（法人・個人事業者問わず）	令和2年6月1日～7月31日まで
	室蘭市	小規模事業者等「緊急支援給付金」	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けた小規模事業者等に対して、事業の維持・継続を下支えするため、事業全般に広く使える、『小規模事業者等緊急支援給付金』を支給	新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から2020年4月のうち、ひと月の売上高が前年同月比で30%以上減少した小規模事業者で、常時使用する従業員が5人以下の事業者（社会福祉法人など会社以外の法人、フリーランス、個人事業主を含む）	1事業者20万円（ただし、前年比売上げ減少分を上限）	2020年5月1日～同年6月30日まで
	稚内市	経営持続化臨時特別支援金	支援金	休業要請の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業により、月の売上が前年から、1/2以下になった事業者	今回の道の休業要請の対象外の事業者が対象 ・国の提唱する「新しい生活様式」を実践すること	一律 5万円	未定
	江別市	江別市卸・小売業者支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対し、事業の継続と雇用の継続を支援するため給付金を支給	次の要件を全て満たすこと ・令和2年 2月1日以前から継続して 事業を営んでいる 卸・小売業者（複数の事業を行っている場合は主たる事業が卸・小売業であること） ・江別市内に本社 があり、市内で事業を営んでいる ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化している（売上げが前年同月比でおおむね5%以上減少）	一律 10万円	～令和2年8月31日まで
	名寄市	名寄市事業継続支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きく影響を受けている市内の中小企業および個人事業主の事業継続を支援するため、「名寄市事業継続支援給付金」を創設	名寄市内に事務所又は事業所を有する中小企業又は個人事業主 令和2年2月から5月までのいずれかの月において、売上げが前年同月比で30%以上減少していること。	1事業者あたり20万円	～令和2年6月30日まで
	恵庭市	恵庭市小規模事業者営業緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した小規模事業者に対し、電気料金、ガス料金、水道料金、ごみ処理料金など、経常的にかかる経費を補填することで、事業継続を図り、もって市内経済の維持に寄与	1.対象者 ・恵庭市内で主たる事業を営む個人事業主又は法人 2.要件 ・家族を含めて従業員4名以下（常勤の者）の小規模事業者 ・最近1か月（2月以降から申請時点の前月までいずれも可）の売上高等が前年同月に比して10%以上減少していること	1事業者あたり、3万円	令和2年4月16日～令和3年3月31日まで
	留寿都村	中小企業者等緊急特別支援給付金	給付金	売上げ減少等多大な経済的影響を受けている本村の中小企業者に対する緊急措置として当座直面する支払いに充当して事業を継続させることを目的に、売上げ減となった中小企業者に対して、10万円を給付	交付対象者 ・留寿都村内に事業所を有する中小企業者（法人又は個人事業者） ・令和2年3月期又は4月期の売上高が平成31年3月期又は4月期の売上高より減少している者	一律10万円	令和2年5月11日～6月30日まで
	美瑛町	美瑛町経営持続化支援事業	支援金	経営継続支援事業 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、厳しい経営状況に置かれている町内事業者等に対して持続可能な経営維持を目的に支援事業を実施	経営継続支援事業 ・美瑛町内において、令和元年12月31日以前から事業を営み、引き続き事業を継続している意思のある者 ・新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、令和2年3月～5月の間において2ヶ月以上の売上額が前年同期と比較して、売上額が30%以上減少した事業者	【宿泊業・飲食業・旅客交通業】 売上減少額の1/2 上限30万円 【上記以外の町内事業者】 売上減少額の1/2 上限20万円	令和2年5月12日～12月30日まで
	上富良野町	中小企業経営継続奨励助成事業	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた町内で商工業を営む事業所を対象に、今後の事業を継続・営業、一時的な休業から再開していただくための奨励助成金を交付	令和2年1月以前に開業している事業者を対象 令和2年2月～7月までのいずれかの月の売上高が前年同月と比較し30%以上減少し、かつ減少額が5万円以上あること	○小売業・飲食業関連連 店舗面積が500㎡未満 20万円 店舗面積が500㎡以上 40万円	令和2年5月25日～8月31日まで
	日高町	中小企業等事業継続対策支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に影響を受ける商工業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくための支援制度	町内で事業を営む商工業者等（農林水産業、軽種馬事業等を営む者を除く）であって、令和2年1月から12月のいずれかの月の売上高が前年同月比で20%以上減となった法人又は個人事業主。 なお、国が給付する持続化給付金の支給対象となった者も受給可能 令和2年4月1日から5月6日までの期間に10日以上休業や時間短縮営業した卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業を営む中小企業者 ※令和2年5月を賃貸借契約期間を含む店舗等の賃料（1か月分）相当額を算定基礎とし、令和2年5月以後、事業継続に必要な経費（共益費、駐車場、振込手数料および土地の賃借料は対象外）	1事業者 30万円	令和2年5月15日から令和2年12月31日まで
青森県	青森市	事業継続支援緊急対策事業	家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者のかたに対し、事業継続を支援するために、市内に所在する店舗等の経費の一部を補助	令和2年4月1日から5月6日までの期間に10日以上休業や時間短縮営業した卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業を営む中小企業者 ※令和2年5月を賃貸借契約期間を含む店舗等の賃料（1か月分）相当額を算定基礎とし、令和2年5月以後、事業継続に必要な経費（共益費、駐車場、振込手数料および土地の賃借料は対象外）	1事業者あたり上限30万円（賃料月額8割） ・1事業所・店舗につき上限10万円とし、3事業所・店舗まで	令和2年5月1日～6月14日まで
	弘前市	弘前市事業者売上回復応援補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、組合及び団体等が、売上の回復・向上を目的として実施する取組に係る広告宣伝及び情報発信に要する経費の一部を補助	売上の回復・向上を目的として実施する取組に係る広告宣伝及び情報発信事業を対象 ・補助対象経費：消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、手数料、委託料 対象：市内に事務所を有するもので次に掲げるもの。 (1)事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合又は商工組合 (6) 市内に主たる事務所を有する5以上の事業者で構成されるもの	補助上限額：90万円 (補助対象経費の実支出額の合計額－市以外の者から交付される補助金の額) ×10分の9に相当する額	受付中（期間不詳）
	三沢市	経済対策支援助成金	給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、売上高等が減少し、事業経営に大きな影響を受けている事業者を支援するため、市内に店舗・事業所を有する法人及び個人事業主に対し、20万円を助成	1. 市内に店舗・事業所を有する法人及び個人事業者のうち下記業種に該当するもの 1) 漁業操業者、宿泊業（ホテル、民宿等）、タクシー・運転代行業、学習支援業 2) 卸売業・小売業、生活関連サービス業、公衆浴場、旅行業、冠婚葬祭業、スポーツ施設提供業等 ※2) で掲げる業種においては、3～5月中のひと月の売上（前年同月比）が20%以上減少した事業主に限る。	1事業主あたり20万円（2事業所以上経営する事業主には40万円）	令和2年6月1日～8月25日まで
	平川市	平川市内事業者緊急支援交付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少し、経営難に陥っている事業者（個人事業主や法人）に対し、交付金を交付	交付対象者は次の要件を満たす方 1.市内に事業所を有する個人または法人であること。 2.令和2年3月または4月の1か月において、収入が前年同月比3割以上減収していること。	個人事業主10万円 法人（従業員数10人未満）10万円 法人（従業員数10人以上30人未満）20万円 法人（従業員数30人以上）30万円	令和2年5月4日～6月30日まで
	藤崎町	藤崎町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金	給付金	国による持続化給付金の給付を受けて、なお不足する額に対し上乗せして町による給付金を支給	次の項目全てに該当する事業者が対象 ・藤崎町内に店舗を有し、営業実態のある事業者 ・国給付金の支給を受けた事業者 ・令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月が存在する事業者	1事業者につき、国の給付金で算定した収入減少額から国給付金の額を差し引いた額 法人 20万円（上限） 個人事業者 10万円（上限）	令和2年5月13日～令和3年2月28日まで
	野辺地町	緊急対策支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている町内中小企業者・小規模事業者 に対し、商店街活性化や、地域経済・住民生活の支援のため給付金を交付	① 町内 中小企業者・小規模 事業者（法人・個人事業主） ② 令和2年3月から5月の間に営業実績があること。 ③ 令和2年3月から5月のいずれかの月の売上げが前年同月に比べ減少していること。 ④ 経済産業省が実施する「持続化給付金」の申請、又は受給をしていないこと。	1事業者あたり10万円	令和2年5月16日～29日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
17	六ヶ所村	六ヶ所村事業支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に深刻な影響を被っている個人事業主・小規模事業者に対して給付金を交付	次の項目全てに該当する事業者が対象 ・六ヶ所村内に住所又は本店を有する個人事業主・小規模事業者 ・令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で30%以上減少していること。	1事業者あたり20万円	令和2年5月18日～令和3年1月31日まで
	南部町	南部町緊急対策支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上金が著しく減少した町内の事業者に対し、事業継続のための経済的支援を目的とする緊急対策支援金を給付	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月又は4月の売上金が前年同月比で30%以上減少している法人及び個人事業主で、町内に事業所を有する者	営業日が概ね週5日以上の上昇事業者 15万円/月（非会員）、18万円/月（会員） 営業日が概ね週5日未満の上昇事業者 3万円/月（非会員）、3.6万円/月（会員） ※南部町商工会の会員・非会員別	令和2年5月8日～6月5日まで
19	全域	地域企業家賃補助事業補助金（盛岡市の場合）	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者及び個人事業主の経営の継続を支援するため、市町村と連携して事業所の家賃に対する補助を実施	中小企業者で、かつ市内に事業用の建物等を賃借している小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を営む者のうち、売上が、令和2年4月から9月のいずれか一月において前年同月と比較して50%以上減少している者 対象経費：市内で事業を営むために賃借している建物等の家賃等で令和2年4月から9月までの間に支払ったもの ※消費税等相当額及び光熱水費等の変動経費を除いた額	補助率 対象経費の1/2 補助金上限30万円 ・1か月あたりの上限額を10万円とし、連続する3か月分を上限	令和2年5月21日～10月15日まで
	大船渡市	大船渡市中小企業事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症による影響を受ける、またはそのおそれがある市内中小・小規模事業者向けの市による支援	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少していること（3月から6月までのいずれか1月の売上高が前年同月と比較して減少） 大船渡市内に主たる事業所を有する事業者（法人・個人）が対象	定額30万円	令和2年5月18日～7月31日まで
21	北上市	地域中小企業応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の事業継続を支援する給付金を支給	市内に住所を有し、事業を営む中小企業の方であって、次の要件を満たす方 ・但し、中小企業者の方は国の持続化給付金との併給は不可 ・売上高が前年同月に対して、30%以上減少している方。ただし、前年同月の売上高が30万円以上の方に限る。	一律20万円	令和2年5月18日～8月31日まで
		地域企業経営継続支援事業費補助金	家賃支援	市内に住所を有し、事業を営む中小企業の方であって、次の要件をすべて満たす方 ①小売業、飲食・宿泊業、サービス業を営む方 ②売上高が前年同月に対して、50%以上減少している方	市内に住所を有し、事業を営む中小企業の方であって、次の要件をすべて満たす方 ①小売業、飲食・宿泊業、サービス業を営む方 ②売上高が前年同月に対して、50%以上減少している方	令和2年4月以降の連続する3か月分の家賃の1/2（一月あたり10万円が上限）	令和2年5月18日～8月31日まで
23	久慈市	中小企業者緊急支援臨時給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の経営を支援するため、売上が減少した事業者に対して給付金を給付	1.1月から7月までの期間で1ヶ月間の売上げが昨年同月と比較して15%以上減少した月があること。 2.法人の場合は納税地が久慈市であること。	1事業者あたり20万円	令和2年5月25日～9月30日まで
		店舗等の家賃に対する助成	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の経営を支援するため、店舗等の賃貸物件の賃料の一部を助成	対象者：4月から9月までの期間で1ヶ月間の売上げが昨年同月と比較して15%以上減少した月があること 対象経費：事業用に賃借している建物及び土地賃借料	補助率1/2 ・1か月当たり最大10万円。3か月間最大30万円	令和2年5月18日～11月30日まで
25	釜石市	釜石市地域企業経営継続支援事業費補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の全国的な流行拡大の影響で売上が半減した事業者の経費負担の軽減を図るため、家賃および借地料の一部に対して補助金を交付	次の2点のいずれにも該当する中小企業者 ①小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を営む事業者。 ②令和2年4月～9月のうち、いずれか1か月の売上が前年同月比50%以上減少した事業者 対象経費：令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間の連続する3か月以内の家賃および借地料	補助率 1/2 上限額：事業所ごとに1か月につき10万円（連続する3か月分まで）	令和2年5月25日～10月30日まで
					新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている中小法人、フリーランスを含む個人事業者の方に対して、事業の継続を下支えするための支援金を支給	・市内に本社・本店・主たる事務所を置く大企業以外の事業者※1であること ・令和2年3月以前から事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までのうち、事業収入が前年同月比で50%以上減少している月（対象月）があること	1事業者あたり20万円
27	気仙沼市	気仙沼市生活関連サービス業等支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を支援	1.主たる業種が飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業の方 2.令和2年1月以降、売上高が前年同月比等で20%以上減少している方 3.気仙沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象とならない方	1事業者あたり一律10万円	令和2年5月18日～8月31日まで
					①国が支給する「持続化給付金」を受給していないこと ②名取市内に事業所を有すること ③中小企業等（小規模事業者、フリーランス等の個人事業者を含む）、医療法人、農業法人、または特定非営利活動法人等であること ④事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する者 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～6月の各月の売上額と前年同月を比較し一か月でも減少していること。	1事業者あたり10万円	令和2年5月19日～8月31日まで
29	角田市	小規模事業者 事業継続応援金支給事業	給付金	新型コロナ ウイルス 感染症により、特に大きな影響を受けている小規模事業者に対して、事業の継続を下支えするため応援金を支給	・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業の対象外の事業者 ・飲食業を含むサービス業、小売業を営む小規模事業者 ・令和2年2月から同年6月までのうち、ひと月の売上げが、前年同月比で20%以上減少している事業者	1事業者あたり20万円の定額	令和2年5月25日～受付予定
					すべての要件を満たす事業者 1.市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人などであること 2.売上高が、令和2年1月から同年6月までの任意の1か月間と前年同月を比較して、20%以上減少していること	1事業者あたり10万円	令和2年5月11日～同年8月31日まで
31	岩沼市	岩沼市事業継続応援給付金	給付金 家賃支援	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上等に特に大きな影響を受けている市内の事業者に対し、事業の継続を支援するため、運転資金等に使用できる給付金を支給	すべての要件を満たす事業者 1.市内に店舗、工場、事務所等を有する中小法人及び個人事業者 2.売上高が、令和2年1月から同年5月までの任意の1か月間と前年同月を比較して、50%以上減少していること	1事業者あたり応援給付金10万円 ・家賃加算10万円（家賃を支払っている事業者に加算） ・県協力金非該当加算10万円（県の休業要請協力金の対象外の事業者）	令和2年5月11日～同年6月30日まで
					富谷市内に、店舗、事務所、工場等の用に供するために土地または建物賃借している中小企業者、小規模事業者または個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月のうちのひと月の売上高等が前年同月と比較して50%以上減少していること。	賃貸契約上の月額賃料の1/2 1事業者あたり 上限額5万円の3か月分	令和2年5月7日～7月31日まで
33	大河原町	新型コロナウイルス感染症拡大影響中小企業者支援給付金【準備中】	給付金	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、経営の安定に支障を来している中小企業者及び個人事業者の経営及び雇用の持続を緊急的に支援	・町内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者で、令和2年4月7日から同年5月6日まで（最初の緊急事態宣言の期間）の事業収入が、前年4月の事業収入と比較して20%以上減少した事業者 ・休業等協力金（1事業者30万円）交付対象者	1事業者あたり10万円	令和2年5月15日～同年8月31日まで
					下記要件をすべて満たす事業者 1.新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、前年同月期で売上高が50%以上減少しているもので、国の持続化給付金の交付を受けたもの 2.大河原町内に事業所または店舗を有し事業を営んでいるもの等	1事業者あたり30万円	令和2年5月8日～令和3年3月31日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
福島県	いわき市	店舗等維持支援金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、賃貸物件で営業している市内事業者は、減収により固定経費（家賃）の負担が大きくなっており、事業継続に大きな影響を与えていることを踏まえ、売上が著しく減少している市内の事業者に対する固定費低減策として、店舗等の賃料の一部相当額を補助	1.市内に本社又は本店が所在している中小企業、小規模事業者等 2.店舗等を賃借して事業を行っている事業者 ※市外の店舗等は対象外 3.新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で売上が5割以上減少している事業者（2020年1月から6月のうち、前年同月比で売上が5割以上減少している月が一月でもあること）	店舗ごとに月額賃料の2分の1の6か月相当分を補助 ・1店舗あたり月額5万円（6か月合計30万円）を上限額 ※借地料、管理費、共益費、駐車場代などは対象外	令和2年5月13日～7月31日まで
		新型コロナウイルス感染症対策経営持続化支援金【店舗等支援金】	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している、市内に店舗等を有する中小企業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付	市内に対象業種の店舗等を有する中小企業者等が対象 ・申請日時点において、3か月以上継続して営業していること ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、支援金の交付を申請する日の属する月の前2か月の売上高等が前年同期と比して20%以上減少していること	1店舗等あたり10万円 ※1者で複数の店舗等を経営している場合は20万円を限度 1店舗等あたり20万円を限度 ・1か月分の家賃等×1/2（5万円上限）×4か月分 ※1者で複数の店舗等を経営している場合は40万円を限度	令和2年5月7日～7月31日まで
	二本松市	新型コロナウイルス感染症対策経営回復事業補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内中小企業者等が、新たに経営回復に取り組む事業に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助	・市内に主たる事業所を有する中小企業者等 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、補助金の交付を申請する日の属する月の前3箇月の売上げが前年同期と比して10パーセント以上減少していること 対象事業：新型コロナウイルス感染症の影響により減少した売上げの回復に新たに取り組む事業（1.新商品開発費2.ホームページ、ネットショップ開設費3.デリバリー、テイクアウトの実施に係る経費など）	補助対象経費の額（上限は30万円）	令和2年5月15日～6月15日まで
	能代市	能代市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者を支援	・市内に主たる事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月と比べて30%以上減少している方	一律20万円	時期不詳（HPに記載無し）
秋田県	横手市	経営持続化支援事業補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入（売上）が減少している市内の中小企業・個人事業主等の経営維持を支援	次の要件等をすべて満たしている事業者が対象 1.市内に住所を有する個人事業主または市内に主たる事業所を有する法人 2.2020年2月から5月のいずれかの月の事業収入（売上）と前年同時期を比較した減少率が20%以上50%未満であること。※売上減少額が16,667円以上であること。 3.国の持続化給付金の給付対象要件（減少率50%以上）を満たしていないこと。	1事業者20万円	令和2年6月1日～7月31日まで
	大仙市	大仙市経営維持臨時給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業及び個人事業主等に対して、経営を維持するために必要な家賃等の固定費、感染症予防に係る経費等について幅広く支援するため給付金を支給	・令和2年2～4月のいずれか1か月の売上げが前年同月比20%以上50%未満の減少があった事業者 ※国の持続化給付金と併用して申請は不可	1事業所あたり20万円 ただし事業所を2以上有する場合は40万円 ※売上減少額が支給額に満たない場合は減少分を上限額	令和2年5月11日～8月11日まで
山形県	寒河江市	寒河江市緊急経営継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、売上げが大幅に減少した市内事業者に対し、経営継続のための支援を実施	下記要件のいずれにも該当する事業者が対象 1.市内に事業所を有していること。 2.令和元年以前から事業により事業収入を得ており、確定申告または住民税申告を行っていること。 3.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月以降のいずれか1か月間の売上げが、前年同月と比較して15パーセント以上減少した事業者であること。	下記の支援金（1と2の合計額）を交付 1.家賃の3か月相当額または、固定資産税および都市計画税の第1期（3か月分）相当額。 ・家賃または、固定資産税および都市計画税が10万円未満の場合は一律10万円とし、上限額は235万円。 2.光熱水費等の固定経費として、一律15万円	令和2年5月18日～7月31日まで
	村山市	事業応援給付金	給付金	市民の皆様の事業活動や雇用、生活を守るために、村山市独自の支援策を実施	令和2年3月、4月、5月のいずれかの売上げが、前年同月比15%以上減少している事業者（農業を除く）	1事業所につき10万円	～令和2年7月15日まで
	尾花沢市	尾花沢市事業持続化応援支援金	家賃支援	尾花沢市内において、店舗を賃借し、小売業を営んでいる方に、家賃を支援	次のいずれにも該当し、市内で小売業（商店等）を営んでいる事業者 ① 店舗を賃借している商店等 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、3～5月のいずれかの1か月の売上げが前年同月に比べて20%以上減少している事業所	家賃2か月分（上限20万円）	～令和2年6月30日まで
長岡市	全域	新型コロナウイルス感染防止対策推進支援金【準備中】	支援金	県民の方々に直接サービスを提供する施設を有する事業者（飲食業、宿泊業、小売業、理美容業等）を支援	対象経費：感染防止対策に必要な設備整備等に係る経費（飛沫防止パネル、自動水栓、換気扇、消毒剤噴霧器等）	予算15億円	事業詳細、募集開始時期等については未定
	長岡市	事業継続緊急支援金	家賃支援 支援金	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少を背景に中小企業の経営を圧迫する賃貸料など固定費の負担を軽減させるため、貸主に対して事業所の賃貸料の減額や猶予をお願いするとともに事業の継続に向けた支援金を給付	1.中小企業信用保険法に規定する中小企業者で市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。 2.令和2年2月から5月までのいずれか1か月における売上額が、前年同月の売上額より30%以上減少していること。	【賃貸の場合】 家賃相当額の補助 従業員数が10人以上：30万円上限 従業員数が9人以下：15万円上限 【自己所有の場合】 固定資産税相当額の補助：10万円上限	令和2年4月22日～6月30日まで
	三条市	三条市事業継続等支援補助金	家賃支援 補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の事業者（業種は問わない。）のうち、国の持続化給付金等の支給決定を受けた（又は受けようとする）小規模事業者に対して、雇用の維持と事業の継続を支援 ・従業員20人未満の事業者	対象：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の事業者（業種は問わない）のうち、国の持続化給付金等の支給決定を受けた（又は受けようとする）従業員10人未満の小規模事業者（大型チェーン店を除く。） ①家賃補助：賃料の4分の1を補助（上限10万円） ②上下水道料金相当額の補助：①の事業者に対し、入居物件の上下水道料金相当額を補助 ③固定資産税相当額の補助：①の事業者が入居する店舗等の貸主のうち、当該店舗の賃料の4分の1を免除する措置を講じた者の貸出物件、又は事業者が所有する物件の固定資産税相当額を補助 ④固定費補助：備品等リース料、光熱費、通信費、保険料、車両維持費、福利厚生費など補助	①賃料の1/4を補助 ・令和2年4月～8月分。上限10万円×5か月＝最大50万円 ②上下水道料金相当額を補助 ・補助対象期間（令和2年4月～8月まで）に係る上下水道料金相当額を補助 ③固定資産税相当額の補助 ・補助対象期間（令和2年4月～8月まで）に係る固定資産税相当額を補助 ④固定費補助 ・店舗賃借料とは別に、1か月あたり10万円を上限に補助	令和2年4月23日～10月30日まで
柏崎市	小規模事業者経営支援補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、マイナス影響を受けている小規模事業者に対し、事業継続を支援するため、10万円を補助（定額補助） 5月21日から内容を拡充し、最大で20万円の補助	・対象者：以下の全てに該当する方 1.市内の小規模事業者（従業員数20人以下）であること 2.以下の取り組みのいずれかを実施していること ・令和2年1月24日以降、全従業員の雇用の継続 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る設備導入、広告宣伝または新規事業の立上げ ・市内事業者との取引等、地域経済循環の促進 3.新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で30%以上減少していること	10万円（1事業者1回限り） 5/21から拡充：補助対象者のすべての条件を満たし、かつ、売上が前年同月比で20万円以上減少している場合、更に10万円を交付	売上減少月の末日から3か月以内 例）売上減少月が4月の場合は、7月末日まで	

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
新潟県	柏崎市	柏崎市事業継続支援補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、マイナス影響を受けている中小企業者の事業継続を支援するため、補助金を交付	以下の全てに該当する方 1.市内に本社または主たる事業所を有し、この補助金を申請する日において従業員21人以上の会社または個人事業主 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から12月までの間のいずれかの月の売上高等が、前年同月比で30%以上減少していること。 3.以下の取り組みのいずれかを実施していること ・令和2年1月24日以降、全従業員の雇用の継続 ・職場における新型コロナウイルス感染予防対策の取り組み ・市内事業者との取り引き等地域経済循環の促進に係る取り組み 4.柏崎市小規模事業者経営支援補助金の交付を受けていないこと 国の持続化給付金の支給決定を受ける予定または受けた事業者	①従業員が21人～50人の場合 50万円（1事業者1回限り） ただし、売上高の減少額が50万円に満たない場合は、25万円を交付 ②従業員が51人以上の場合 100万円（1事業者1回限り） ただし、売上高の減少額が100万円に満たない場合は、50万円を交付	売上減少月の末日から3か月以内 例）売上減少月が4月の場合は、7月末日まで
	村上市	村上市店舗賃料緊急支援助成金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売り上げが減少した賃貸店舗にて事業を行っている事業者に対して、今後の経営維持および生活を支援するために店舗の賃料を助成	・市内に事業所を有していること ・従業員が10人未満であること	店舗賃料（月額）の3ヶ月分 助成対象経費の1/2 上限10万円	令和2年5月1日から令和2年6月30日まで
	燕市	燕市土地・建物賃借料補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少を背景に中小企業の経営を圧迫する賃貸料の負担を軽減させるため、賃貸料の一部を補助	次の条件をすべて満たす中小企業者が対象 1.運輸業、卸売業、小売業などで市内に事務所又は事業所を有するもの 2.個人事業主の場合は、市内に事業所を有していること 3.令和2年2月から5月までのいずれか1か月における売上額が、前年同月の売上額より20%以上減少していること 4.雇用の維持や事業継続のための意思を有していること	市内事業所の賃貸借契約に基づく賃借料の3か月分（4月から6月分）を補助 ・ただし次の金額が上限 1.常時使用従業員10人以下：15万円 2.常時使用従業員11人以上：30万円	令和2年4月27日～6月30日まで
	上越市	上越市事業継続支援緊急助成金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業等の経費の負担を軽減し、事業の継続を支援するため助成金を交付	次の条件をすべて満たす中小企業等が対象 1.中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。 2.個人事業主の場合は、申請時点において市内に居住していること。法人の場合は、市内に主たる事務所または事業所を有すること。 3.売上額が、前年同月の売上額より20%以上減少していること	賃貸借契約に基づく賃借料の3か月相当額（土地、建物、動産（車両、リース契約を含む）等） ・ただし次の金額を上限 1.常時使用従業員が5人以下の場合：15万円 2.常時使用従業員が5人を超える場合：30万円	～令和2年6月30日まで
	佐渡市	事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により、経営に支障をきたしている市内の事業所に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするために、事業全般に広く使える支援金を予算の範囲内で交付	・2020年4月1日時点で市内に事業所等のある法人及び個人事業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年1月～12月のうち1か月の売上が前年同月比で20%以上減少した月（対象月）がある事業者 ・2020年3月以前から事業収入があり、申請時において廃業又は事業所等が廃止していない事業者	（基本支給分） 中小法人等 上限30万円 個人事業者等 上限15万円	～令和3年2月26日まで
54			家賃支援	申請日において、不動産賃貸借契約又はテナント契約を締結しており、市内に店舗等を賃借している事業者	月額賃借料（税抜）×1/2 × 12 か月分 ただし、上限20万円	～令和3年2月26日まで	
55	南魚沼市	南魚沼市事業継続給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業収入が20%以上50%未満減少している市内中小企業者等の事業活動の継続を支援するため、市独自の給付金を支給	・申請日時点で、市内で6か月以上継続して営業していること ・給付金支給後も事業活動を継続する意志があること ・令和2年2月から同年4月までと、平成31年2月から同年4月までをそれぞれ比較して、事業収入額の減少率が最も高い月において、当該減少率が20%以上50%未満であること ・国の持続化給付金の対象外であること	上限30万円 ただし、昨年1年間の事業収入からの減少分を上限	令和2年5月7日～同年7月31日まで
56	南魚沼市	南魚沼市経営支援給付金	家賃支援	収益が20%以上減少した市内の全ての事業者を対象として、固定費（家賃・光熱水費、リース料）などを支援	※事業の詳細、募集開始時期など未定	①減収率50%以上(国の持続化給付金のみ受給者)…30万円 (ただし、市の持続化給付金受給者は10万円) ②減収率20%以上50%未満（南魚沼市事業継続給付金受給者）…10万円 ③1.2に該当しない開業後3か月以上の事業者…10万円 ④上記に該当しない場合で、市長が特に必要と認める事業者…10万円	未定
長野県	長野市	長野市事業継続緊急支援金	家賃支援	テナント（賃借）物件で飲食店・小売店等を営み、かつ新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している中小企業や個人事業主のみならず、テナント賃料相当額20万円を上限に支援金を交付	・長野市内に本社又は本店が存在する中小企業や個人事業主のみならず。 ・申請日時点で、市内のテナント（賃借）物件を賃借し、その物件において令和2年2月1日以前から対象産業に係る商品の販売、サービスの提供等を行っていること。 ・申請者の全ての事業に係る令和2年4月の売上高が平成31年4月の売上高に比べて20%以上減少していること。	令和2年3月及び同年4月のテナント賃料相当額 ただし、上限20万円	令和2年5月7日～同年6月5日まで
	飯田市	中小企業者等事業継続支援緊急助成金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている市内の中小企業者等に対して、事業継続のため家賃1か月分相当額の8割(上限8万円)を2か月分支援	新型コロナウイルス感染症の影響があり、以下の項目すべてを満たす市内の中小企業者等 ■市内の建物を賃借して、これを店舗や事務所等に使用し事業を営んでいる者 法人事業主の場合は、市内に本店（主たる事務所）を有する者 個人事業主の場合は、市内に居住している者 ■令和2年3月～5月までのいずれか1か月分の売上高と、前年同月の売上高を比較し50%以上減少している者 令和2年1月31日以前に市内事業所で事業を開始し、かつ、同日後も事業を継続する中小企業又は個人事業主で、かつ、次のいずれかに該当する方。 ア 長野県が支給する新型コロナウイルス拡大防止協力金等の対象の方 イ 今年3月から5月までのいずれか1ヶ月の売上げが、前年同月比で50%以上減少している方	家賃1か月分相当額の8割（上限8万円）×2か月分	令和2年5月11日～6月30日まで
	東御市	事業継続緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の収縮の影響を受けた市内の中小企業や個人事業主の皆様の不動産賃借料や設備・機器等賃借料などの固定経費の負担を支援	ア 長野県が支給する新型コロナウイルス拡大防止協力金等の対象の方 イ 今年3月から5月までのいずれか1ヶ月の売上げが、前年同月比で50%以上減少している方	1事業者につき10万円（1回限り）	令和2年5月15日～7月17日まで
	木曾町	新型コロナウイルス感染症対策事業者給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、急激に売上額が減少した小規模企業者に対して給付金を支給	・給付金対象者：令和2年3月から5月までのうち、各月それぞれの売上額若しくは2か月分又は3か月分の売上額の合算額が、これらの前年同月の売上額若しくは売上額の合算額と比較し20万円以上減少している小規模企業者	減少額の2分の1を給付（上限30万円）	令和2年6月30日まで
	朝日村	朝日村中小企業等事業継続緊急給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により著しく収入が減少した村内の中小企業等の事業継続を支援するため、予算の範囲内で給付金を交付	次の各号のいずれにも該当する方 (1)令和2年2月1日において、村内に事業所を有し、事業者として経営している方 (2)令和2年3月1日から令和2年4月30日までの間の売上額が、前年同期比30%以上減額になっている方	1事業者あたり 20万円	令和2年5月7日～6月30日まで
62	伊勢崎市	伊勢崎市緊急支援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し、経営に支障が生じている市内小売業者などに経営活動の維持、継続のための緊急支援として、助成金を交付	法人：市内に本店を法人登記している事業者 個人：事業主が市内に住民登録し、かつ事業所(店舗)を市内に置く事業者 ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として1か月(令和2年2月から9月までの任意の月)の売上が前年同月と比較して20%以上減少していること	一律10万円	令和2年4月30日～10月30日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
群馬県	太田市	太田市小規模事業者等応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した小規模事業者の家賃等の固定費の負担軽減を図るため、太田市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者応援給付金を交付	市内に事業所（店舗）を有する小規模事業者※または個人事業者であること。 ※小規模事業者・・・常時使用する従業員数が5人以下の事業者 ・平成31年2月から令和2年1月のいずれか1ヶ月と令和2年2月から6月のいずれか1ヶ月と比較して売上が減少していること（または令和2年2月から6月までの任意の2ヶ月分を比較して売上げ減少していること） ・交付対象者：市内に主たる事業所または事業拠点（支店、フランチャイズ店を除く）を置いている中小企業等若しくは個人事業主または市内に住民登録（令和2年4月30日時点）をしている個人事業主。 ・交付要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月（令和2年2月から6月のうち任意の月）の売上げ高が、前年同月比30%以上50%未満減少していること。	10万円（1事業主あたり1回）	令和2年5月15日～6月30日まで
	沼田市	沼田市経営支援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げ高が減少しているが、国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等、個人事業主を支援	・市内に主たる事業所または事業拠点（支店、フランチャイズ店を除く）を置いている中小企業等若しくは個人事業主または市内に住民登録（令和2年4月30日時点）をしている個人事業主。 ・交付要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月（令和2年2月から6月のうち任意の月）の売上げ高が、前年同月比30%以上50%未満減少していること。	10万円（1事業者につき、1回限り）	令和2年7月31日まで
	館林市	館林市小規模事業者支援給付金	給付金	国の持続化給付金の対象とならない小規模事業者を対象とした独自の支援金を給付	法人：市内に本店を法人登記している事業者 個人：事業主が市内に住民登録し、かつ事業所（店舗）を市内に置く事業者 ・新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、原則として1か月（令和2年2月から6月までの任意の月）の売上げが前年同月と比較して50%未満減少していること ・対象者：中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの。	1事業者あたり一律10万円	令和2年5月20日～7月31日まで
	渋川市	渋川市小規模事業者応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業活動に支障が生じている市内小規模事業者に対して、企業活動の維持又は継続のための支援として、応援金を交付	・応援金の使途：人件費、家賃、光熱水費、運転資金、仕入れに係る費用、新型コロナウイルス感染予防対策に係る費用その他の企業活動の維持又は継続に要する費用 ・市内に本社、本店、主たる事業所を有する者のうち、令和2年4月30日以前から継続して対象事業を営んでいるもの、又は令和2年5月1日時点で安中市に住民登録があり市外で対象事業を営んでいる個人事業者 ・本助成金の交付を受けた後も企業活動を継続する意欲があること	1事業者につき3万円（1回のみ）	令和2年5月1日～9月30日まで
	安中市	安中市中小企業者緊急経営支援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営状況が悪化している中小企業者を支援するため、助成金を交付	市内に本社または本店のある従業員5人以下の小規模事業者で、群馬県の感染症対策事業継続支援金の支給を受けないこと 1.感染拡大防止策を講じていること（営業時間の短縮、消毒液の設置等） 2.協力金受領後も事業活動を継続する意欲があること	売上げの減少の有無に関わらず、1事業者につき10万円	令和2年5月14日～9月30日まで
	みどり市	小規模事業者感染症対策協力金	協力金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、厳しい経営環境に置かれながらも感染拡大防止にご協力いただいている小規模の商工・サービス業者等に対し、協力金を支給	・町内に本社、本店、主たる事業所を有する者 ・売上げが前年同様に比べ3割以上減少した事業主（法人、個人）	1事業者当たり5万円	令和2年5月22日～9月30日まで
	草津町	草津町事業継続給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、売上げが前年同期に比べ3割以上減少した事業主（法人、個人）に対して、1事業主あたり10万円を給付	・町内に本社、本店、主たる事業所を有する者 ・売上げが前年同様に比べ3割以上減少した事業主（法人、個人）	1事業主あたり10万円	令和2年7月31日まで
栃木県	宇都宮市	企業等応援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業主に対して、「緊急的な給付金と融資」で支えていく考えのもと、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者を支援	国の「持続化給付金」の対象とならない、中小・小規模事業者・個人事業主 事業収入に係る売上高が前年同月比20%以上50%未満減少した事業者	法人 30%以上50%未満 50万円 20%以上30%未満 25万円 個人事業主 30%以上50%未満 25万円 20%以上30%未満 12万5千円	令和2年4月24日～令和3年1月15日まで
	足利市	足利市中小企業等事業継続応援金	応援金	新型コロナウイルスの影響を受け、売上げが減少しているが、国の持続化給付金の対象とならない中小企業等の方に事業の継続や経営の安定化を支援するための応援金を支給	国の持続化給付金の対象にならない者で足利市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を有する中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者 ・2020年1月～12月のいずれかの1か月間の売上げ、前年同月比で20%以上50%未満減少していること	法人、個人事業主ともに 上限10万円	令和2年6月1日～令和3年3月31日まで
	佐野市	佐野市事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金	補助金	新型コロナウイルスの感染症が拡大するなか、市民の安定的な生活の確保のために営業を続けなくてはならない食料品等の生活必需品を扱う事業所を対象に、感染予防対策の実施に要する経費を補助	1.新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大された令和2年4月16日以前から引き続き市の区域内で事業活動を営んでいること	個人事業主：5万円 法人事業者：10万円 (注意)かかった経費にかかわらず、事業所単位で定額を補助	予防対策を行った日から6月以内（1回限り）
	鹿沼市	鹿沼市事業継続応援金	応援金	新型コロナウイルスの影響により、売上高が減少した事業者の事業継続を支援	新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上高が下記の(1)～(3)いずれかの売上高と比較し30%以上50%未満減少した事業者 (1)対象月の前年同月の売上高 (2)前年月平均売上高 ※申請時点において、国の「持続化給付金」の給付要件を満たす方は対象になりません 市内に本社・本店等主たる事業所等を置き、引き続き事業を継続する意思がある方 ・2020年1月から12月のうち、いずれかの月の売上高が前年同月比30%以上50%未満減少した者。 ※国の「持続化給付金」の給付要件を満たす方は対象になりません	1事業者につき10万円	令和2年6月1日～令和3年1月15日まで
	小山市	事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した事業者の事業継続の支援	売上が前年同月比で減少した小規模事業者、NPO法人、個人事業主 ・小売業・飲食業・サービス業は従業員5人以下 ※国の持続化給付金を受給していない事業者	1事業者あたり一律 10万円	令和2年5月7日～
	下野市	小規模事業者等事業継続緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているが、国の持続化給付金を受けられない小規模事業者・個人事業主の皆さんを対象に、10万円の助成を行い、事業者の皆さんの事業継続、経営安定化を応援	・市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は市内に住所を有する個人事業主であること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から7月までのうち前年の同月比で1か月売上が30%以上減少した月があること。 ※売上について、事業所が複数ある場合は、全事業所を含む全体の売上とします。 ・国若しくは他の都道府県・市町村の実施する持続化給付金等又は水戸市宿泊事業者緊急支援金の支給を受けていないこと。	1事業者 10万円	令和3年2月1日まで
茨城県	水戸市	水戸市事業継続緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したものの、国又は他の市町村の実施する持続化給付金等の支給要件を満たすことのできない市内事業者を対象に一律の支援金を支給	・市内に事業所を有する中小企業又は個人事業主若しくは市内に住民登録のある個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から7月までのうち前年の同月比で1か月売上が30%以上減少した月があること。 ※売上について、事業所が複数ある場合は、全事業所を含む全体の売上とします。 ・国若しくは他の都道府県・市町村の実施する持続化給付金等又は水戸市宿泊事業者緊急支援金の支給を受けていないこと。	法人：一律 20万円 個人事業主：一律 10万円	令和2年5月18日～令和3年1月15日まで
	日立市	日立市緊急事業継続給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けて売上げが減少し、国の持続化給付金の受けていないなど、下記の要件を満たす事業者の皆さまに対して、事業全般に広く使える資金として一律20万円を支給	・市内に事業所を有する中小企業又は個人事業主若しくは市内に住民登録のある個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年の同月比で売上が30%以上減少した月があること。 ・国の実施する持続化給付金を受けていないこと、また、今後受ける予定のないこと。	1事業者当たり20万円（定額）	令和3年1月29日まで
	土浦市	土浦市持続化給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高30%以上50%未満減少した法人・個人事業主に対して市独自の持続化給付金を支給	・本市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者であること。 ・事業収入を得ており今後も事業継続意思があること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までの期間のうち任意のひと月の売上高が、前年の同月と比較して30%以上50%未満の減少となったこと	最大20万円	令和3年1月29日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間	
79	古河市	古河市緊急事業者支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が20%以上50%未満の割合で減少している市内事業者に対する市独自の給付金	・令和元年12月以前から事業により事業収入（売上）を得ている中小企業者 ・令和2年3月から8月までのうち、いずれかの1か月間の売上について、前年同月と比較して20%以上50%未満の割合で減少していること ・国が実施する持続化給付金の交付を受けておらず、今後も交付を受ける予定がないこと	売上げの減少率に応じ下記のとおり (1) 40%以上50%未満…最大15万円 (2) 30%以上40%未満…最大10万円 (3) 20%以上30%未満…最大5万円	令和2年10月30日まで	
	取手市	商工業者事業継続応援給付金	給付金	売上が減少（前年同月比で30%以上50%未満）している中小企業に20万円（上限）、個人事業主に10万円（上限）を給付	詳細未定 6月中旬から実施予定		未定	
	ひたちなか市	緊急中小企業等事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したものの、国または他の市町村の実施する持続化給付金等の支給要件を満たすことのできない市内事業者を対象に、事業全般に広く使える資金として、定額の支援金を支給	・市内に事業所を有する中小企業または個人事業主若しくは市内に住民登録のある個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのうち、前年の同月比で1ヶ月の売上が30%以上50%未満減少した月があること	中小企業、小規模事業者 = 20万円 個人事業主 = 10万円	令和2年6月上旬開始予定	
82	全域	千葉県中小企業再建支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業が行う感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備、テナント料の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付	7つの要件を全て満たしていること 1. 中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人のうち、対象業種を営む者であること（卸売業、小売業、サービス業等） 2. 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が前年同月（令和2年1月から7月の内、任意のひと月）と比較して50%以上減少していること 3. 千葉県内に「主たる事業所」※を有する中小企業者であること 4. 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと 5. 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること 6. 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき休業等の要請を行った施設を有する者において、当該要請に応じていること 7. 「暴力団排除に関する規定」を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること	1. 休業要請対象業種でない場合 ・賃借している事業所がない場合20万円 ・1事業所を賃借している場合30万円 ・複数の事業所を賃借している場合40万円 2. 休業要請対象業種の場合 ①4月22日から5月6日及び5月9日から5月31日までの全ての期間について要請に応じている場合 ・賃借している事業所がない場合20万円 ・1事業所を賃借している場合30万円 ・複数の事業所を賃借している場合40万円 ②4月22日から5月6日までの期間についてのみ要請に応じている場合 ・賃借している事業所がない場合10万円 ・1事業所を賃借している場合20万円 ・複数の事業所を賃借している場合30万円 ③5月9日から5月31日までの全ての期間についてのみ要請に応じている場合：一律 10万円	令和2年5月7日～同年8月31日まで	
	市川市	事業者緊急支援事業臨時給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業者独自の取り組みを支援	市内に主たる事務所又は事業所のある中小企業又は個人事業主の感染症拡大防止の取り組みに対する給付及び補助 ①休業・短縮営業の実施 ②その他感染症拡大防止に対する取り組み ・店舗の消毒、マスクや消毒液の購入、テレワークの実施、イベントやセミナーの中止など	上限20万円	令和2年4月22日～同年8月31日まで	
	船橋市	テナントに対する賃料助成金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により、事業継続が困難となっている事業者を支援するため、賃料を助成	・事業用の建物を賃借して、令和2年5月末日までに市内で事業所を有していること ・令和2年2月～5月の任意の1月の売上が、前年同月と比較して1/3以上減少している、または減少する見込みであること	1事業者につき月額賃料の2/3を助成 ※市内所在の物件が対象 【上限額】1月あたり10万円（最大で20万円） 【対象月】令和2年4・5月 ※賃料には、共益費・管理費は含まれますが、敷金・礼金・駐車場代は含みません	令和2年4月27日～令和3年3月15日まで	
	野田市	市内個人事業者等に対する協力金	協力金	市独自の支援策として、市内の個人事業者または正規職員が5人以下の市内の法人に対して、協力金として定額10万円を支給	・市内の個人事業者（野田市民）または正規職員が5人以下の市内の法人を対象 ・ただし、野田市飲食店等協力金の交付を受けた、または受ける予定の市内個人事業者等は交付対象外	1事業者、10万円	令和2年6月30日まで	
	茂原市	茂原市中小企業再建支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等の事業継続や再開を支援するため、「千葉県中小企業再建支援金」の給付を受けた市内中小企業者等に対し、支援金を給付	次の全ての要件を満たしている必要があります。 ・「千葉県中小企業再建支援金」の交付を受けていること ・茂原市内に「主たる事業所」を有する中小企業及び個人事業主 ・「茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の対象施設として交付を受けていないこと。	1事業者当たり10万円	申請期間未定	
	成田市	成田市中小企業等緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業や個人事業主を緊急的に支援するほか、休業や営業時間の短縮、店舗の消毒、消毒液の購入など、感染症予防に対する取り組みについて、「成田市中小企業等緊急支援給付金」を給付	・市内において事業を営む中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業及び個人事業主 ・令和2年4月7日現在、市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を営んでいること	1事業者当たり30万円	令和2年7月31日まで	
	習志野市	地元のうちから復活応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、業績悪化等の影響を受ける市内事業者の事業継続を支援するため、習志野市独自の施策として、持続化給付金の対象とならない事業者に対し、『習志野市地元のうちから復活応援金』を交付	以下の条件をすべて満たす中小企業者等（フリーランス、個人事業主を含む。） 1. 中小企業基本法第2条に掲げる中小企業者 2. 市内に主たる店舗や工場、事業所などを有し、現に中小企業基本法第2条に掲げる業種を営んでいる（新型コロナウイルス感染症の影響により、一時休業している場合も含む。）こと。 3. 法人の場合、習志野市内に本店または支店の登記がされていること。 4. 令和2年3月から5月までの任意の1か月と、前年同月の売上高等を比較して20%以上50%未満減少していること。 5. 過去に本応援金の交付を受けたことがないこと。 6. 今後も継続して、市内で事業活動を行う意思を有すること。 ※国の持続化給付金を受けていないこと	一律20万円	令和2年5月20日～同年8月31日まで	
	89	千葉県	柏市中小企業支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営状況に置かれている市内事業者に対し支援	・売上が前年同月（令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月）と比較し、20パーセント以上減少した市内に事業所を有する中小企業（個人事業主含む） （補足）前年同月の売上高については、20万円以上の売上があること ・前年度の月平均売上高と令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月を比較し、売上高が20パーセント以上減少した月がある、市内に事業所を有する中小企業（個人事業主含む）	1事業者あたり 20万円	令和2年5月20日～8月31日まで
	90	市原市	中小企業等経営支援金	支援金	地域に根差した市内中小企業等の経営の下支えとして、市独自の支援金を支給することで、売り上げが減少している事業者を支援	・千葉県の「千葉県中小企業再建支援金」の対象要件を満たすこと。 ・中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が前年同月（令和2年1月から令和2年8月の内、任意のひと月）と比較して50%以上減少していること。 ・市原市内に「主たる事業所」を有する中小企業者であること	1事業者10万円	令和2年5月22日～9月30日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間	
91	八千代市	八千代市中小企業者等経営支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対する支援を目的とし、「八千代市中小企業者等経営支援金」を支給	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年1月から令和2年7月のうち、任意の1か月の売上高が前年の同じ月と比較して50%以上減少していること。 ・原則として、1か月（令和2年1月から令和2年12月までの任意の月）の売上高が前年同月と比較して3分の1以上減少していること	10万円	令和2年5月28日～8月31日まで	
	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市経営支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している市内中小企業者や個人事業主に対して、一事業者につき10万円給付	・令和2年1月1日現在、市内に本店または主たる事業所を有すること ・令和元年分または令和2年分の売上高の総額が30万円を超える事業者であること 対象となる費用： (1) 人件費、家賃、光熱水費、仕入れにかかる費用 (2) その他の企業活動の維持・継続に要する費用	一事業者につき10万円	令和2年5月15日～令和3年1月31日	
	君津市	君津市中小企業等事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業や個人事業主に対し、新型コロナウイルス感染症が収束するまで事業を継続することができるよう、千葉県中小企業再建支援金に上乗せする支援金を給付	君津市内に「主たる事業所」を有する中小企業、個人事業主	10万円	令和2年5月14日～8月31日まで	
	印西市	印西市中小企業等緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組んだ事業者に対し、「印西市中小企業等緊急支援給付金」を一律10万円支給	市内に事業所または事務所を有する中小企業であること ※直近の法人市民税確定申告書（第二十号様式）の所在地が印西市であること 令和2年4月14日から令和2年5月31日までに休業または営業時間の短縮を実施した中小企業等に支給（千葉県が休業要請した業種に限定しません） ※休業または営業時間の短縮については、実施した期間または時間は問わない 給付対象者： ・令和元年12月31日以前から市内に事業所があり、かつ事業収入があり、今後も継続して事業を行う意思があること ・市税の滞納がないこと ・令和2年1月から12月の間の任意の1か月の事業収入が感染症の影響で前年同月の事業収入と比較して50%以上減少していること 中小企業者、その他法人 ・令和2年4月1日時点において、資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること、又は常時使用する従業員の数が300人以下であること	一律10万円	令和2年5月15日～8月31日まで	
	浦安市	浦安市中小企業等事業継続給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に大きな影響を受けている市内の個人事業者を含む中小企業者その他法人に対して、事業全般に広く活用いただける給付金を交付	・令和元年12月31日以前から市内に事業所があり、かつ事業収入があり、今後も継続して事業を行う意思があること ・市税の滞納がないこと ・令和2年1月から12月の間の任意の1か月の事業収入が感染症の影響で前年同月の事業収入と比較して50%以上減少していること 中小企業者、その他法人 ・令和2年4月1日時点において、資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること、又は常時使用する従業員の数が300人以下であること	10万円（同一の申請者に対して一度のみ）	令和2年5月15日～令和3年1月31日	
	南房総市	南房総市中小企業等持続化給付金	給付金	新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受け、売上げが減少した中小企業等の事業継続及び雇用の維持を支援するため、最大100万円を支給	・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人 ・南房総市内に事業所を有する中小企業者であって、令和2年3月から5月のうち、いずれかの1月の売上げが、前年同月に比して2分の1以下に減少していること。	基本額と加算額の合計：最大100万円 ①基本額 ・売上減少額10万円につき1万円を支給（最大50万円） ・令和2年3月から5月のうち、いずれかの1月の売上げと前年同月の差額（例：10万円以上～20万円未満で1万円、50万円以上で50万円） ②加算額： (1)従業員数による加算（最大30万円） ・従業員1名につき1万円を加算 (2)事業所の賃借による加算（最大20万円） ・令和2年3月～5月までの3か月間において事業運営のために賃借した事業所（底地含む）の賃料の2/3に相当する額を加算	令和2年6月1日～8月31日まで	
	大網白里市	中小企業等経営支援金	支援金	新型コロナウイルス感染拡大により休業や売上が大きく減少している市内の中小企業者等に対し、千葉県の中小企業再建支援金と連動して、市独自の支援金15万円を給付	市内に本店を有する法人または市内で事業を営む個人事業主であること。 「千葉県中小企業再建支援金」の交付決定を受けていること。	15万円	詳細は6月5日頃にホームページ掲載	
	白井市	中小企業経営支援金	支援金	売上が大きく減少している事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の予防対策に係る追加的経費や従業員の雇用維持などの経済的負担を総合的に支援	1か月間の売上高が前年同月と比較して50%以上減少するなど、千葉県中小企業再建支援金の支給対象となった市内中小企業	1事業者あたり10万円	令和2年5月25日～同年10月30日まで	
	99	全域	埼玉県業種別組合応援金	応援金	業種別組合等が行う新型コロナウイルス感染防止等に係る優れた取組を支援	県内に主たる事業所を有する次のいずれかに該当するもの (1)事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会など (2)商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (3)生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合 (4)一般社団法人、公益社団法人 例：キャッシュレスへの対応、デリバリーへの導入、感染防止のための店舗等の環境改善等の取組 対象経費：人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金	上限額500万円（申請下限額100万円）	令和2年5月13日～5月26日まで
	100	さいたま市	さいたま市小規模企業者・個人事業主給付金	給付金	国の緊急事態宣言が延長されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内小規模企業者・個人事業主に対する本市独自の経済支援として給付金を支給	市内に本社又は本店を有する小規模企業者 ※小規模企業者：中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者 ・常時使用する従業員数が20人、卸売業・小売業又はサービス業は5人以下の事業者 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少していること ・対象者： 1.小規模事業者・NPO(特定非営利法人) 製造業・建設業・運輸業・農業・その他 従業員20人以下 小売業・飲食業・サービス業 従業員 5人以下 2.個人事業主(事業性を有する者に限る)	1事業者当たり10万円	令和2年5月27日～同年8月28日まで
101	川口市	川口市小規模事業者等事業継続緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症に伴い売上が減少する市内小規模事業者等で、経営継続及び雇用の維持を図る事業者等に対し支援金を支給	市内で事業を行っている中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、小規模事業者（個人事業者・フリーランスを含む）	10万円	令和2年5月7日～7月31日まで	
102	上尾市	上尾市中小・小規模事業者売上回復支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている市内の中小企業者・小規模事業者に対し、支援金を給付	市内で事業を行っている中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、小規模事業者（個人事業者・フリーランスを含む）	1事業者あたり一律5万円	令和2年5月22日～7月31日まで	

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間	
東京都	103	蕨市	蕨市小規模企業者応援金	応援金 家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の小規模企業者を応援するため、対象となる企業（個人事業者を含む）に応援金を給付	・蕨市内において令和2年5月1日時点で事業を行っている小規模企業者（個人事業者を含む）で、今後も事業の継続を目指していること ・新型コロナウイルスの影響により経営が悪化していること ⇒令和元年の月平均収入と、令和2年2～4月の収入のうち最も低い月額を比較して、経営の悪化が認められること。 ・家賃等（共益費や管理費等を含まない）が月額10万円を超える場合、超過分を5万円を上限として加算	定額給付 1企業あたり 10万円 家賃補助加算 1企業あたり 上限5万円	令和2年5月1日～令和2年7月31日まで
	104	横瀬町	横瀬町中小企業者緊急給付金	給付金	国が実施する「持続化給付金」の対象にならないものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ給付金を交付	・申請月の前月の月間売上高等が前年同月比で20%以上50%未満の減少していること・申請時点で国が実施する持続化給付金の交付要件を満たしていないこと。	10万円（一律）	令和2年4月30日～令和3年1月31日まで
	105	新宿区	新宿区店舗等家賃減額助成	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している区内事業者の事業継続を支援するため、賃貸人が店舗等賃借人の事業が継続できるように店舗等家賃を減額した場合に、賃貸人に対して減額した家賃の一部を助成	対象：店舗等の賃貸人（令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している店舗等賃借人に対して家賃を減額している賃貸人） ・中小企業者（法人又は個人）かつ小規模企業者であること。	新宿区内の店舗等の家賃について、減額した金額の1/2を助成 助成上限額：1つの物件につき、月額5万円 対象月：令和2年4月から10月分まで（うち最大6か月分） 物件数：1人の賃貸人につき、ひと月あたり5物件まで ※家賃とは、月額賃料をいい、消費税や共益費・管理費等を含みません	令和2年11月30日まで
	106	立川市	中小事業者緊急家賃支援金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が著しく減少している中小企業・個人事業主（中小事業者）を支援するため、4月・5月分家賃相当額の2分の1（1事業所あたりの限度額40万円、複数事業所の場合は最大200万円）を支給	・中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人又は個人等 ・立川市内で事業所等を賃借し、令和2年4月又は5月に支払うべき家賃が発生している ・申請時点において当該事業所等で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意向である ・令和2年3月～5月のいずれかの月の売上高等が前年同月比で50%以上減少していること、もしくは同年3月～5月の3か月の売上高等の合計が前年同月比で30%以上減少していること。	令和2年4月分及び5月分の家賃合計額の1/2金額 1事業所あたりの支給限度額40万円（複数事業所の場合は最大200万円） 物件が自宅兼事業所の場合は、事業所部分のみが対象	令和2年6月1日～8月31日まで
	107	武蔵野市	武蔵野市感染拡大防止 中小企業者等緊急支援金	支援金	「東京都感染拡大防止協力金」の対象外事業者のうち、市民の日常生活を支え、感染拡大防止にご協力いただける方を、武蔵野市が独自に支援	①中小企業者、小規模企業者、個人事業主または会社以外の法人であること ②「東京都感染拡大防止協力金」の対象施設に該当しないこと ③市内において、店舗、施設または訪問サービス等を行っている店舗等を有すること ④③の「店舗等」において対象業種を実施していること（卸売業・小売業、生活関連サービス業など） ⑤休業または市が認める感染拡大防止策を、原則、すべて実施していること ・飛沫感染の防止（マスク着用の徹底や従業員用マスク購入、消毒薬の使用等） ・接触感染の防止（店舗等の消毒、手洗い等の励行、ソーシャルディスタンス確保等） ・発熱者等の店舗等への入場制限（検温の実施による出勤・入場規制等） ・3つの「密」の防止（コロナ対策としての換気・入場制限等）	法人：30万円 （市内で複数運営する事業者は60万円） 個人事業主：15万円 （市内で複数運営する事業者は30万円）	令和2年5月25日～7月31日まで
	108	三鷹市	小規模事業者経営支援給付金給付事業	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し、資金繰りが苦しい状況となっている小規模事業者の事業活動継続を支援するため、三鷹市内の店舗、事務所等に係る月額賃料相当額の2分の1の3か月分を給付	・三鷹市内に賃借により事業所を有する小規模事業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月から5月までの任意の1か月間の売上高が前年同月と比較し、20%以上減少した事業者	市内にある「すべての」事業所等の月額賃料（※）相当額の合計の1/2の3か月分の金額（上限額30万円） （※）賃貸借契約書に定められた店舗・事務所等の賃料（消費税含む。共益費（管理費）・駐車場代を除く。）住居として使用している部分は除く	令和2年5月18日～9月30日まで
	109	小平市	中小企業等家賃支援給付金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業経営に大きな影響を受けている事業者の方のうち、国による持続化給付金の対象となっていない中小企業、個人事業者の方を対象に、令和2年4月及び5月の家賃支援給付金を支給	・国による持続化給付金の支給の対象となっていない者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月と5月の売上が前年同月比で20%以上50%未満の減少をしている者 ・市内に賃借をしている店舗等事業所がある中小企業、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等。 ・市内で事業を営む中小企業者であること	1事業者につき上限30万円（月15万円を2か月分） （注）ただし1か月分の給付額は1か月分の店舗等事業所の家賃の範囲内とします。 （注）複数の事業所がある場合についても上限は同じです。	令和2年5月25日～9月30日まで
	110	日野市	日野市緊急経済支援策（準備中）	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少している市内中小企業者を支援するため、最大2か月分の家賃の2分の1を補助	・市内に事業所を賃借していること ・2020年4月または5月の売上額が、前年同月の売上額と比較して、20%以上減少していること	1事業所(店舗)当たり 上限20万円 (2020年4月～5月分の事業所(店舗)賃料×補助率2分の1) ※敷金・礼金、土地・倉庫・駐車場賃借料は対象外	2020年6月15日～7月31日まで
	111	狛江市	狛江市中小企業者緊急対策援助助成金（事業所家賃助成）	家賃支援	新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受けた狛江市内の事業者に対して助成金を交付し、経営を支援	・法人の場合は本店登記地が狛江市にある者、個人事業主の場合は主たる事業所が狛江市内にいる者 ・令和2年4月1日時点において、市内で3か月以上営業し、店舗を賃貸借している者 ・交付対象となる融資（※）に掲げる融資を受けた者 ※新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、セーフティネット保証4号・5号、新型コロナウイルス感染症特別貸付など	1か月の家賃額の2分の1の額（10万円を限度） 3か月分を助成（最大30万円）	令和2年5月18日から当面の間
	112	横浜市	新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者等支援事業	支援金	「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上、500万円以下の融資を受けた小規模事業者等に、10万円の一時金を交付	次の2つの要件両方に該当する者 ①市内に事業所を置く小規模事業者 ※中小企業信用保険法第2条第3項各号における小規模企業者（常時使用する従業員数が法で定める人数以下の会社、個人、事業協同小組合、企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人、特定非営利活動法人） ②「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」（横浜市の制度融資メニュー）で50万円以上500万円以下の融資を受けている者	1事業者につき、一律10万円 事業継続のために活用するものとする。 （例：賃料、光熱費などの固定費や、人件費、感染症予防対策に伴う消毒液等物品の購入など）	令和2年5月25日～令和3年3月5日
	113	川崎市	川崎市小規模事業者臨時給付金（予定）	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者に対して給付金の交付	川崎市内で事業を営む小規模事業者*で、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が前年比で30%以上50%未満の期間が1か月以上認められる者。	10万円	令和2年5月25日～8月31日まで
	114	横須賀市	中小企業等家賃支援補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の流行により、売上げが減少した中小企業・個人事業主に対して家賃の一部を助成する「中小企業等家賃支援補助金」を創設	原則として、令和2年4月の売上げと令和2年1月、または、平成31年4月と比較し、売上げが20%以上減少した中小企業及び個人事業主 対象経費：令和2年3月及び4月の家賃相当額	対象経費の1/2（上限額40万円（20万円/月×2月））	令和2年5月初旬の開始を予定
	115	平塚市	小規模事業者への事業用建物賃借料補助金	家賃支援	市内で建物を賃借し、当該建物で事業を行う小規模事業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に業況悪化した方に対し、事業所（建物）賃借料相当額を補助	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に業況悪化した小規模事業者で、市内の事業所で営業し、当該事業所（建物）を賃借している事業者	事業用建物賃借料の2か月分相当額 ・支援限度額：上限30万円（1月あたり上限15万円×2か月）	令和2年4月27日～6月30日まで



都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間																					
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市中小企業家賃支援補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響によって売上が減少し、家賃の支払いにお困りの中小企業者（法人・個人）の皆様を対象に家賃相当額を支援する制度を創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年1月1日以前から、鎌倉市内に本店を登記している法人であること</li> <li>市内の家賃を賃借して事業を営んでいること</li> <li>令和2年4月の売上高が、前年同月と比較して5%以上減少していること</li> </ul> 法人A:平成31年1月1日以前から市内に本店の登記をしている法人 法人B:法人A以外	減少率に応じた交付額の上限（2か月分） <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上減少率</th> <th>法人A</th> <th>法人B・個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%以上40%未満</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>40%以上50%未満</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>50%以上60%未満</td> <td>40万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%未満</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>80万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>80%以上</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	売上減少率	法人A	法人B・個人	5%以上40%未満	10万円	5万円	40%以上50%未満	20万円	10万円	50%以上60%未満	40万円	20万円	60%以上70%未満	60万円	30万円	70%以上80%未満	80万円	40万円	80%以上	100万円	50万円	令和2年5月1日～6月30日まで
	売上減少率	法人A	法人B・個人																									
	5%以上40%未満	10万円	5万円																									
	40%以上50%未満	20万円	10万円																									
	50%以上60%未満	40万円	20万円																									
	60%以上70%未満	60万円	30万円																									
70%以上80%未満	80万円	40万円																										
80%以上	100万円	50万円																										
厚木市	コロナに負けない!あつぎ中小企業応援交付金	家賃支援	前年同月比等で売上げが減少している事業者に対して家賃の1/2を助成	令和元年12月末日以前から厚木市内で事業を実施している事業者 <交付要件> 令和2年3月及び4月の平均売上げが、前年同月比の平均売上げより15%以上減少していること。 <対象経費> 令和2年3月から5月に事業を実施するため賃貸借契約している家屋及び土地の賃借料（単独の駐車場や倉庫等は家賃助成の対象にはなりません）	1か月の家賃額の1/2（上限20万円/月）を3か月分合計60万円まで	令和2年5月15日～6月30日まで																						
綾瀬市	綾瀬市中小企業応援臨時給付金	給付金 家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が一定以上減少した市内の個人事業主を含む中小企業者に対して、休業要請に応じたか否かを問わず支援することで、事業の維持・継続を図る	申請日時時点で市内の事業所における売上高が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大に起因して、令和2年3月期から5月期までの間のいずれかの一月の売上高が前年同月期の売上高と比較して20パーセント以上減少した事業者	10万円 ・市内に所在する事業所を賃借している事業者には10万円加算	令和2年5月12日～6月30日まで																						
葉山町	葉山町持続化給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している中小企業の方々（法人、個人、フリーランス問わず）に対し、事業継続の下支えを目的として給付金を支給	町内に事業所を有する個人事業主又は会社等 ・令和元年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 ・令和2年2月、3月又は4月のいずれかひと月の事業収入が前年同月比で20%以上減少した月が存在すること。 ・令和2年の年間事業収入額（見込）が令和元年の年間事業収入額より10万円以上減少していること。	10万円（一律）	令和2年5月25日～7月31日まで																						
寒川町	寒川町中小企業事業継続緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少し事業に支障が生じている町内中小企業（個人事業者含む）を対象として、事業継続のための緊急支援として、給付金を支給	2020年2月～4月の売上高の合計が、前年同月の売上高の合計と比較して、20%以上50%未満の範囲で減少している事業者が対象	給付金額の上限 個人事業者：10万円 小規模企業者：20万円 中小企業者：30万円	2020年5月19日～6月30日まで																						
大井町	大井町小規模事業者等緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けているが、国の持続化給付金の対象とならない町内事業者に対して、経営の維持又は継続のため緊急支援金を交付	・町内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 ・令和2年1月から5月までのいずれか1か月における売上額が前年同月の売上高より20%以上50%未満の範囲で減少するもので国の持続化給付金の給付対象でない者 1. 中小・小規模事業者、個人事業主である 2. 市内で事業活動を行っている 3. 2019年1月1日から同年12月31日の間において営業実態があり、営業に必要な許可を受けている 4. 主たる事業の前年の経費等控除前の事業収入金額が年360万円以上である事業収入のみ対象となります。不動産、配当、給与、雑収入等は対象なりません 5. 2020年4月または5月のどちらかの月の売上が比較対象月（原則前年同月）と比べて30%以上減少している 6. 静岡市から感染拡大防止協力金を交付されていない	1 事業所につき一律20万円	令和2年5月1日～6月30日まで																						
静岡県	静岡市	エール静岡事業者応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けている中小、小規模の事業者の皆さまや個人事業主の皆さまを応援するため、対象となる事業者の方に「エール静岡事業者応援金」を支給	1. 中小・小規模事業者、個人事業主である 2. 市内で事業活動を行っている 3. 2019年1月1日から同年12月31日の間において営業実態があり、営業に必要な許可を受けている 4. 主たる事業の前年の経費等控除前の事業収入金額が年360万円以上である事業収入のみ対象となります。不動産、配当、給与、雑収入等は対象なりません 5. 2020年4月または5月のどちらかの月の売上が比較対象月（原則前年同月）と比べて30%以上減少している 6. 静岡市から感染拡大防止協力金を交付されていない	1事業者につき 10万円	令和2年5月25日～8月31日まで																					
	熱海市	熱海市小規模事業者家賃助成金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが遅滞し、事業活動を縮小せざるを得ない小規模事業者の店舗、工場または事業所に対する家賃の助成事業により、小規模事業者のみなさまの事業活動を支援	1. 熱海市内に店舗、工場、事業所などがあること 2. 常時使用する従業員の数が30人以下であること（サービス業を主たる事業として営む者は10人以下） 売上高の減少 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月間の売上高が前年同月と比較し50%以上減少していること 2. 直近1か月の翌月を含めた2か月間の売上高が前年同月比で50%以上減少することが見込まれること	月額5万円（最大）	令和2年4月21日～9月30日まで																					
	富士宮市	小規模事業者事業継続応援給付金	給付金	国の制度である「持続化給付金」の対象とならない市内の小規模事業者に対し、事業継続応援給付金(上限10万円)を支給 ※只今準備中	未定	10万円	未定																					
	伊東市	伊東市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市又は県の休業協力金の対象外だった業種のうち、事業収入が大きく減少している中小企業や個人事業者に対して事業継続の下支えとするための応援給付金を支給	伊東市内に主たる事業所（事業の拠点）があり、主たる事業が伊東市及び静岡県の休業協力金の対象外の事業である中小企業又は個人事業者 令和2年1月から6月までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で事業収入が、20%以上減少した月があること 次のすべての要件に該当する事業主	①比較する前年ひと月あたりの売上高20万円以上 ・売上減少率20%以上～50%未満：10万円 ・売上減少率50%以上：20万円 ②売上高20万円未満：5万円	令和2年5月18日～7月31日まで																					
	島田市	中小企業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大幅に減少し、経営に影響を受けている中小企業者を応援するため、対象となる事業主に10万円を交付	(1)市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者であること (2)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して50%以上減少し、かつその翌月の売上高も前年同月の売上高と比較して50%以上減少することが見込まれること。 (3)直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること。 (4)市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ今後1年以上事業を営む意思があること 以下のすべての条件に該当する市内の中小企業者	給付額：10万円	令和2年4月1日～9月30日まで																					
	島田市	中小企業者家賃等応援給付金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が大幅に減少しており、市内に事務所又は事業所を賃借又は所有する中小企業者に給付金を交付 ・市の中小企業者応援給付金や国の「持続化給付金」等の補助金との併用が可能	市内の事務所又は事業所を賃借又は所有していること 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月等と比較して50%以上減少し、かつその翌月の売上高も前年同月等と比較して50%以上減少することが見込まれること 直近1か月の前年同月等の売上高が30万円以上であること 市内で6ヶ月以上事業を営んでおり、かつ今後1年以上事業を営む予定であること	賃貸物件：10万円 自己所有物件：5万円	令和2年5月9日～9月30日まで																					

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
128	掛川市	小規模企業者等応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込み等の影響により、売上げが大幅に減少し、経営の安定に支障が生じている中で事業及び雇用の継続をする小規模企業者に対し、予算の範囲内において給付金制度を創設	・市内に主たる事務所又は事業所を有する小規模企業者であること。 ・令和2年1月から同年8月までのいずれか1か月（申請対象月）の売上高が前年同月と比較して50%以上減少していること。 ・常時使用する従業員が1名以上いる場合は、申請対象月の前年同月の1か月の売上高が50万円以上であること。 ※新型コロナウイルス感染症対策拡大防止協力金の支給を受けていないこと	常時使用する従業員が1人以上いる場合 20万円 常時使用する従業員がいない場合 10万円	令和2年4月24日～9月30日まで
	御前崎市	小規模企業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け売上げが大幅に減少し、経営が悪化した小規模企業者に対し、雇用の維持及び事業の継続を図るため、給付金を支給	・中小企業基本法における小規模企業者。常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業主 ・市内で1年以上継続して事業を営んでおり、今後1年以上事業を営む予定であること。 ・新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込み等の影響により、令和2年3月から同年7月までのいずれか1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して30%以上減少していること。 ・前年同月の売上高が30万円以上であること。	1事業者あたり20万円	令和2年5月11日～8月31日まで
	菊川市	小規模企業者緊急応援給付金	給付金	新型コロナウイルスの影響で消費の落ち込みなど経済に影響が出ているなか、売上が大幅に減少し経営に影響を受けている小規模企業者（商工業、農畜産業など）に対し、雇用の維持と事業の継続のため、10万円を交付	・市内に主たる事業所または事業所を有する小規模企業者であること。 ・常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業主 ・新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年3月から6月のうち1月の売上高が前年同月比50%以上減少していること。 ・前年同月の売上高が40万円以上であること	10万円	令和2年4月20日～7月31日まで
	河津町	新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、業績が悪化している町内小規模商工業者に対し、1事業者一律10万円を支援	①河津町内に事業所を有する小規模事業者であること ②新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3月～令和2年5月までの任意の「ひと月間」の売上が、前年同月と比べ15%以上かつ10万円以上減少しているもの ・県又は町の休業要請の対象となっている事業者は除く。	1事業者一律10万円	令和2年5月8日～6月30日まで
	清水町	小規模事業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルスの影響により、売上が減少している小規模事業者を支援するため、対象となる事業主に10万円を給付	町内に主たる事務所又は事業所を有していること。 直近1か月の売上高が前年同月比30%以上減少していること。 直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること。 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者であること。 (1)町内に主たる事務所または事業所を有する小規模企業者であること。	10万円	令和2年5月1日～5月29日まで
	長泉町	小規模企業者に対する臨時給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響で、経営に大きな影響を受けている小規模企業者の事業主に対し、国の支援制度等が実施されるまでの事業継続支援として、臨時給付金を支給	・常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業については5人）以下の事業主 (2) 新型コロナウイルスの影響を受け、申請月前月の売上高及び申請月の売上高見込みが前年同月比20%以上減少すること。 (3) 申請月の前年同月の売上高が30万円以上であること	10万円（売上高50%以上減少の場合は20万円）	令和2年4月24日～6月30日まで
134	小山町	経営支援緊急給付金	給付金	新型コロナウイルスの影響で消費の落ち込みなど経済に深刻な影響が出ている中、売上が大幅に減少し、経営に影響を受けている中小企業者、小規模企業者を支援するため最大10万円を給付	1.町内に主たる事業所を有する 中小企業者・小規模企業者 2.新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年1月～6月までの任意の月額の売上が、前年同月比で35%以上減少していること。	最大で10万円	令和2年5月1日～8月31日まで
135	富士吉田市	貸店舗事業者補助金	家賃支援	貸店舗にて営業している事業者を対象に、家賃補助を実施	①3か月以上、店舗等を賃借している者。 ②セーフティネット保証制度の4号要件の認定を受けている者。 ③4月1日時点で個人事業者については代表者が富士吉田市民であること、法人については富士吉田市に法人登記していること	店舗賃料の1/2（月額上限5万円） 補助対象：令和2年4月分から令和2年9月分の賃料	令和2年5月25日～令和2年6月30日まで
	都留市	都留市中小企業等持続化特例支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上げが減少した事業者に対して、国が実施する持続化給付金制度に準じて事業所の事業継続と感染症拡大防止対策の推進を支援	前年比で30%以上事業収入が減少した月があり、前年と比較して今年の事業収入が10万円以上減少する見込みの方が対象 1.2020年3月31日以前から都留市内に法人登記があり、山梨県内で事業を営んでいる 2.前年同月比で30%以上減少した月がある 3.前事業年度収入額と上記2の月の収入額を12倍した額を比較した時、10万円以上減少している	一律10万円	令和2年6月1日～8月31日まで
	韮崎市	韮崎市小規模事業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内で店舗等を持ち事業を行う「がんばる小規模事業者の皆さん」を対象に雇用の維持と事業継続を応援するため、応援給付金を支給	・小規模事業者：従業員20人（卸売業・小売業・サービス業5人）以下の事業者 ・韮崎市内で店舗、工場又は事業所を有し、事業を行っている者 ・雇用の維持や事業を継続する意思のある者	1事業者当たり10万円	令和2年5月18日～7月31日まで
	北杜市	北杜市事業者応援金	応援金	新型コロナウイルスの感染拡大により、地域経済を支えている市内事業者の 皆様が影響を受けている現状を踏まえ、市内事業者の皆さまの事業継続を応援	申請時点で北杜市商工会に属する事業者・個人事業主	一律5万円	令和2年5月12日～8月31日まで
139	名古屋市	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金	応援金	愛知県の緊急事態措置で位置づけられた「基本的に休止を要請しない施設」で、新型コロナウイルスの感染が広がる中、個人消費者と対面で接するなど高い感染リスクを負いながら事業を継続し、社会生活の維持に貢献する事業者に応援金を支給	1.4月10日以前から県の緊急事態宣言期間が終わるまでの間、対象施設※で営業を継続していること（※ガソリンスタンド対象） 2.中小企業者、個人事業主、社会福祉法人等その他法人であること 3.申請者が「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金」、「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金」、「名古屋市理美容事業者休業協力金」、「名古屋市理美容事業者事業継続応援金」のいずれも受け取らないこと	1事業者あたり10万円（定額） ※複数店舗があっても事業者単位で申請のため、10万円の支給	令和2年6月下旬頃から受付予定
	豊橋市	中小企業賃料補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売り上げの減少により、経営に大きな打撃を受けている市内の中小企業者の方に、市内で賃借している店舗・事務所などの賃料を一部補助	【中小企業者】令和2年1月1日時点で市内に本店がある 【個人事業主】令和2年1月1日時点で市内に住所がある ・令和2年1月1日から令和2年5月末日まで、市内で事業用に事業所等を有償で賃借していること ・令和2年2月から5月までの任意の連続する2か月の売上実績が、それぞれ対前年比30%以上減少していること	令和2年4月および5月の賃料の合計です。 2か月とも減少率30%以上の場合 賃料などの1/2の金額：上限15万円 2か月とも減少率50%以上の場合 賃料などの2/3の金額：上限20万円 ※賃料には家賃をはじめ、共益費、管理費、駐車場（賃借する事業用の建物の契約に含まれている場合のみ）などを含まず。	令和2年7月31日まで
	一宮市	一宮市持続化給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、一宮市独自の給付金を支給	・中小企業等、小規模事業者、個人事業者 ・2020年1～12月のいずれかの月の売上が、前年同月比で30%以上50%未満減少していること	法人：10万円まで 個人事業者：8万円まで ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	令和2年5月7日～令和3年1月15日まで
	春日井市	春日井市新型コロナウイルス感染症対策支援金	支援金	市の独自施策として、協力金の対象とならないものの売上が減少するなど大きな影響を受けている小売業者等の中小企業者等に「春日井市新型コロナウイルス感染症対策支援金」を交付	・愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象とならない小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の中小企業者等(中小企業者、個人事業主、NPO法人及びその他法人) ・愛知県緊急事態措置が実施された令和2年4月10日時点で開業しており、営業実態が確認できること	1事業者あたり10万円	令和2年5月7日～6月30日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間	
143	三重県	全域	三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）	補助金	新型コロナウイルス感染症の発生により経営の安定に支障が生じている県内の中小企業・小規模企業が、感染リスクを抱えながら事業継続するために実施する感染防止対策（マスク・消毒液の購入など）を支援	次の(1)から(3)をすべて満たすもの (1)三重県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）であること (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月の売上が前年同月比で15%以上減少している事業者であること (3)社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間、直接の接触を伴う接客サービスを行うため、特に感染防止対策を必要とする事業者であること	補助額 上限10万円（下限5万円）	令和2年5月15日～5月29日まで
	津市	津市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が大幅に減少するなどの影響を受けた事業者に対しては、国の「持続化給付金」の対象にならなかった事業者に対して、津市独自の支援金を交付	中小法人等（資本金10億円未満等）及び個人事業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少していること ・市内に建物を有し、賃借人と賃貸借契約を締結していること。	1事業者当たり10万円まで	令和2年5月25日～令和3年1月29日まで	
	四日市市	四日市市テナント賃料減免等支援補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、テナント等においては一時的に賃料の支払いが困難となるなどの状況が生じていることから、テナント等の事業の継続を支援することを目的として、建物の賃料の減免等を行う賃貸人を支援	・賃借人が賃借した建物内で事業を行っていること。 補助対象経費：令和2年5月から7月分のテナント等への賃料の減免額（申請時点ですでに減免済の場合も対象とする）	補助対象経費の1/2以内 上限額：1テナント当たり月額上限75千円、3か月の上限225千円	令和2年5月20日～令和2年9月30日まで	
	鈴鹿市	鈴鹿市事業者向け緊急家賃等給付金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症により経済活動が縮小する中で、影響を受けている中小企業、小規模事業者および個人事業主の方を対象に、継続して事業に取り組めるよう、家賃相当分を給付	以下の条件を全て満たす中小企業・小規模企業（個人事業者を含む） ・市内で事業を営んでいる方で、市内に事業所などを賃借している方 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化により事業継続のための融資を受けた方 ※対象となる融資例：三重県中小企業融資制度、新型コロナウイルス感染症特別貸付、商工組合中央金庫	1事業者に対し、家賃など最大3か月分（上限20万円）	令和2年5月18日から	
	志摩市	志摩市小規模企業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が大幅に落ち込んでいる小規模企業者を対象に応援給付金を交付	・志摩市内に主たる事務所を有する小規模企業者 ※「小規模企業者」とは、常時使用する従業員の数が20人以下の企業者をいう。 ・3か月以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること ・直近1か月と申請月の売上高が前年同月比で30%以上減少している者 ・直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること	・常時使用する従業員あり 20万円 ・常時使用する従業員なし 10万円	令和2年4月28～6月15日まで	
148	岐阜県	高山市	商業機能等持続化補助金	家賃支援	市内全域において、商業機能を維持するため、建物を賃貸契約し入居する店舗や事務所等の賃借料に対して「高山市商業機能等持続化事業補助金」を創設	市内で店舗や事務所を開設し事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月から8月までの間、いずれかの月の売上が前年同期比で20%以上減少している事業者	1事業者につき40万円 ・4月～9月の6ヶ月分の家賃の1/3相当額 ただし、1施設の月額上限20万円以内	令和2年4月1日～令和3年3月31日まで
149	富山県	全域	富山県事業持続化・地域再生支援金	支援金 家賃支援	新型コロナウイルス感染症の拡大により、極めて厳しい経済環境のなか、新型コロナウイルス感染症収束後において求められる新しい生活様式や県民・国民の行動変容に対応しながら、これまでの事業の在り方について必要な見直しを進め、経営を持続可能なものとするともに新たな発展につなげようとする、意欲のある事業者を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業、個人事業主等 ・漁業協同組合など会社以外の法人（従業員数100人以下）も幅広く対象 ・手続・審査を簡素化し、迅速に支給するため、国の持続化給付金の受給を要件とする。	※事業所を賃借している場合は、10万円が加算 従業員20人以下：支給額10万円（賃貸の場合20万円） 従業員50人以下：支給額19.5万円（賃貸の場合29.5万円） 従業員101人以上：支給額40万円（賃貸の場合50万円）	令和2年5月28日～8月31日まで
150	石川県	全域	小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金	補助金	顧客と対面型の営業を行う、経営規模が小さな飲食店、理容店等のサービス業や小売店などが営業継続・再開に向け導入する感染拡大防止のための取り組みを支援	中小企業基本法に規定する会社で、県内に施設・店舗を有する事業者 ・従業員20人以下（パート・アルバイト含む）又は事業場面積が100㎡以下 補助対象事業 ・顧客と対面型の営業を行う小規模事業者の感染拡大防止のための取り組み 【具体例】①客と店員を隔てる遮蔽のためのカーテン・衝立、空気清浄機の導入など②客同士の間隔を保つための床表示のための資材費、カウンターやテーブルの改修の小修繕など	補助上限 1事業者あたり20万円（補助率4/5） ※事業費は、5万円（税抜）以上	令和2年5月18日～6月30日まで
	金沢市	金沢市中小企業経営強化緊急奨励金	奨励金	新型コロナウイルス感染症の影響による景気低迷に打ち勝つため、中小企業者で構成する団体等に対して奨励金を交付	1.団体等が新たに取り組む事業とし、国の新型コロナウイルス感染症対策に関する3原則を遵守するものであること（既存事業や国・県等の補助金を活用した事業は除く） ①生産性の回復に取り組む事業 例）製造・調達の共同化、テレワーク導入のための専門家の派遣 等 ②顧客を新たに創出または呼び戻す事業 例）テイクアウトメニューの開発、顧客マーケティング調査の実施 等 ③安心して元気なことをPRする事業 例）キャンペーンの実施、ホームページの改修 等 2.対象者：中小企業者で構成する以下の要件を満たす団体等 ・構成員に、新型コロナウイルスの影響により売上高が前年同期に比べて3%以上減少している中小企業者がいること	50万円以内（1団体1回限り） ※懇親会経費や備品購入費等は対象外	令和2年3月25日～6月30日まで	
	七尾市	小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金	補助金	顧客と対面型の営業を行う小規模事業者が営業継続・再開に向け導入する感染拡大防止のための取り組みを支援	1.中小企業基本法に規定する会社で、七尾市に施設・店舗を有する事業者 ・従業員20人以下（パート・アルバイト含む）又は事業場面積が100平方メートル以下 2.対象経費：感染拡大防止策として、飛沫感染防止用具等の資材等を新たに導入するために必要な経費 （具体例）客と店員を隔てる遮蔽のためのビニールカーテンや衝立の購入及び設置に係る経費、客同士の距離を保つための床表示の資材購入に係る経費、カウンターやテーブルの改修に係る経費等	1事業者あたり20万円 補助率：5分の4	令和2年5月18日～6月30日まで	
	珠洲市	珠洲市地域経済持続化給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月と5月の2か月間（対象月）の合計売上が前年同時期と比べて20%以上減少した事業者に対して、1000万円を上限に支給	1.対象事業者 宿泊業、飲食業、製造業、卸売業、小売業、運輸業、レンタカー業、生活関連サービス業 2.支給要件 ①令和2年4月1日現在、珠洲市に本社を置き、令和2年5月31日時点で現に業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者 ②令和2年4月1日から5月31日までの2か月間の事業収入が前年同期と比較し、20%以上減少した事業者	減少率に応じた給付率を前年の年間売上に乗じた金額（基準額）を1000万円を上限に支給 令和2年4・5月と前年同時期の売上の減少率と給付率 ・80%以上：10.0% ・20%以上40%未満：2.5%	令和2年6月1日～8月31日まで	
154	加賀市	加賀市事業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響等により売り上げが減少している市内事業者に対し、一律10万円の給付金を支給	次の要件を全て満たす者 1.加賀市内に住所を有する個人事業主（全業種、事業所が市外であっても可）又は加賀市内で商業店舗を営む個人事業主（住所が市外であっても可）又は 加賀市に法人市民税を納付している中小企業者であること 2.令和元年以前から同一の事業を営み、当該事業収入を主たる収入としていること 3.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月の間において売上高が前年同月比で3割以上減少した月があること	1事業者につき10万円	令和2年5月15日～8月31日	

	都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
155		羽咋市	羽咋市持続化給付金	給付金	事業収入が減少した事業者（法人）を支援	2020年1月から6月の期間において、事業収入が前年同月比で最大30%以上50%未満減少した事業者 国の持続化給付金に該当しないこと	20万円上限	令和2年5月15日～8月14日まで
156		かほく市	かほく市事業継続緊急給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月までの間において、任意の1か月の売上が、前年同月比で30%以上減少している市内中堅・中小企業者等の事業継続を支援	対象者：市内に主たる事務所または事業所（店舗等）を有する法人および、市内に住所を有する個人事業主等で、今後も事業継続する意思がある者 令和2年1月から6月までの間において、任意の1か月の売上が、前年同月比で30%以上減少していること	1事業者につき一律 法人20万円 個人事業主10万円	令和2年6月3日～7月31日まで
157		能美市	生活必需品販売持続化支援給付金	給付金	コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比（令和2年1月から6月までの期間のうちいずれか1か月）で30%以上50%未満減少している生活必需品販売施設を営む中小事業者及び個人事業主に対し事業全般に広く使える給付金を支給	・能美市内で令和元年12月以前から営業している中小事業者及び個人事業主で今後も事業を継続する意思がある者 ・能美市内にある施設の売上（令和2年1月から6月までの期間のうちいずれか1か月）が前年同月比で30%以上50%未満減少していること。	1事業者10万円	令和2年5月18日～令和2年7月31日まで
158		野々市市	野々市市事業継続緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等による来客数の減少などで影響を受けている小売店、飲食店、理美容店等に対し支援金を交付	野々市市内において、令和2年4月1日以前から店舗を営む中小・小規模事業者及び個人事業主 令和2年1月から6月までの任意の1か月の売上が前年同月比で20%以上減少していること	1事業者あたり一律10万円	令和2年5月19日～同年7月31日まで
159		全域	小規模事業者等再起応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に影響を受けた小規模事業者等の皆様に対して、売上回復までの重い負担となる固定費の支払いを支援するため、「小規模事業者等再起応援金」を支給	・県内に事業所を有する中小企業および個人事業主が対象 ・雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の給付を受けていないこと、または受ける予定がないこと。 ・令和2年2月から6月までのいずれか1月間の売上が、昨年同月と比べ20%以上減少していること。	1事業者あたり10万円	受付開始【未定】
160	福井県	敦賀市	市内中小企業者へ事業継続のための給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響による売上等の減少により、事業継続に支障をきたすおそれのある市内中小企業者に対し給付金を支給	・中小企業基本法第2条第1項に規定するもの ・本市に本社機能を有するもの ・令和2年1月1日から令和2年6月30日までの間で任意の連続する3か月間の売上平均額が前年同月時期と比較して20%以上減少するもの	法人 40万円 個人事業主 20万円	令和2年5月11日～7月31日（予定）
161		鯖江市	鯖江のがんばる事業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けている市内の中小企業、個人事業者を対象に応援給付金を支給	令和2年4月27日現在、市内で事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある市内中小企業・個人事業者 ・売上げの減少度合いや、休業の有無等は問いません。	法人10万円、個人事業者5万円を一律支給	令和2年5月1日～7月31日まで
162		永平寺町	永平寺町事業継続応援給付金	給付金	日ごろから、永平寺町のくらしや雇用を支え、町の経済発展や地域を元気にする役割を担っている商工事業者の皆さまに、事業継続に向けた応援給付金を支給	新型コロナウイルスの影響によって、直近2か月の売上げが前年同月に比べて20%以上継続して減少した事業者で、今後も事業の継続に意欲のある事業者	1事業者10万円	5月中旬頃を予定
163		長浜市	長浜市事業継続緊急支援金	支援金 家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、切迫した資金繰りを余儀なくされている事業者に対し、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える資金をスピーディに支給	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降の任意の期間（1か月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少しており、今後も事業継続する意思があること	中小法人等：一律50万円 個人事業者：一律30万円 長浜市内で土地・建物を賃借して事業を営む方：上記に上乗せして5万円	令和2年5月7日～令和3年1月15日まで
164		甲賀市	甲賀市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者固定費臨時支援金	家賃支援	新型コロナウイルス拡大の影響を受ける市内小規模事業者の市内店舗等の賃借料の一部について支援金を交付	・新型コロナウイルス拡大の影響で売上高が減少する事業者 ・中小企業基本法第2条第5項に定める事業者（小規模事業者、個人事業主） ・市内に本店を有している者（個人事業主にあつては、本市に住居登録を有している者） ・令和2年2月以降における2か月間において、売上高が前年の同月に対して20%以上減少している事業者	店舗等の1か月分の賃借料に対して1/2以内と 支援金の上限は：1事業者につき、1か月10万円以内とし、2か月相当分 ※賃借料は、事業を営む上で必要な市内の店舗等の建物の賃借料とし、機械設備等は含みません	令和2年5月11日～9月30日【予定】
165	滋賀県	野洲市	小規模事業者賃借料臨時支援金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症により影響を受けておられる小規模事業者の厳しい経営状況の負担を軽減するため、事業の用に供されている建物に係る賃借料を支援	1.中小企業基本法規定する小規模企業者 2.市内に店舗を構え、現在営業されていること。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、滋賀県の要請を受け一時的に休業している場合を含みます。 3.事業を営む上で必要な市内の店舗、事務所または倉庫の建物に係る賃借料を支払っていること。（機械設備等に係る賃借料を除く。）	一律10万円	令和2年5月25日～令和2年7月31日まで
166		米原市	減収緩和支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高の減少を緩和することを目的とした支援金を交付	・市内に住所を有する個人事業主（一人親方やフリーランスを含む）または市内を本店所在地として法人登記を行う法人 ・雇用保険に加入する従業員の人数が20人以下の事業所 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで、年間売上高の減収率が2割以上となる者	従業員の人数に応じて次の金額を支給 5万円（従業員の人数が5人以下） 10万円（従業員の人数が6人以上10人以下） 15万円（従業員の人数が11人以上15人以下） 20万円（従業員の人数が16人以上）	令和3年1月31日まで
167		全域	新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金	補助金	新たな需要の開拓への取組や新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防ぐ取組を行う中小企業者に対し、事業継続や売り上げ回復に繋がる中小企業者の連携を促し、新しい取組（事業）の創出を図るための取組を支援	コロナウイルスへの対応として行う設備投資や事業継続・売上向上につながる取組等に必要な経費を対象	小規模企業：上限20万円、補助率3分の2 中小企業：上限30万円、補助率2分の1	※募集期間調整中
168		京都市	京都市中小企業等緊急支援補助金	補助金	新型コロナウイルス対策として実施する①市民の安心安全を確保するために実施する感染症予防のための事業②今般の危機的状況を乗り越えるために実施する事業③事業継続のために必要とする取組を支援	①売上高が50%以上減少している中小企業、小規模事業者、個人事業主等 ②市内に主たる事業所を設けている又は構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている商店会・業界団体等	30万円上限 ①3/4（売上減少50%以上80%未満）、4/5（売上減少80%以上） ②3/4	令和2年5月15日まで（受付終了）
169		福知山市	福知山市小規模事業者等持続化支援事業	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等で影響を受ける小規模企業者に対し最大50万円の給付金を支給	・福知山市内に本社、本店があること ・2019年以前から事業を継続していること、今後も事業を継続する意思があること ・令和2年1月から5月までの間で、前年同月比において1か月の売上が最も減少した月の減少率が30%以上50%未満であること ・従業員数20人以下の事業者・フリーランスを含む個人事業者（商業・サービス業にあつては5人以下の事業者）	最大50万円	令和2年5月7日～7月31日まで
170	京都府	宇治市	宇治市事業者おうえん給付金	給付金	一般消費者等を対象に商取引を行う飲食業・小売業・卸売業の皆様を対象に「宇治市事業者おうえん給付金」を支給	①宇治市内において、飲食業、小売業、卸売業の事業所を有する中小企業・団体、個人事業主及び宇治市内の認定農業者等 ②令和2年5月7日以前に開業し、対象施設に関して必要な許認可等取得の上、当該施設を運営している方	・市内に1事業所 中小企業20万円 個人事業主10万円 ・市内に複数事業所 中小企業40万円 個人事業主20万円	令和2年5月7日～6月15日
171		長岡京市	事業継続補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として、小規模企業者等が行う事業継続や売上向上、売上回復につながる取組に必要な設備導入や消耗品、人件費などに対する補助金を創設	長岡京市内に事業所等を有している小規模企業者・商店街等であること 小規模企業者については新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること 対象経費：新型コロナウイルス感染症への対応として行う事業継続や売上向上につながる取組に必要な設備導入や消耗品、人件費などの経費。	補助上限額：10万円（概算払い可） 補助率：10分/10	令和2年2月25日～令和3年1月29日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間	
172	南丹市	南丹市事業継続緊急支援給付金	給付金	国などの支援制度の少なかった令和2年1月から4月までの間の連続した3箇月の期間（1月～3月または2月～4月）に売上げの減少など経営に深刻な影響を受けられ、今後も影響が続く小規模企業者の方に対して南丹市商工会と連携し、支援	・市内に主たる事務所または事業所を有する小規模企業者であること ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年1月から4月までの間の連続した3箇月（1月～3月または2月～4月）の売上合計が前年同期比で30%以上減少し、かつ今後も減少が見込まれること。 ・前年同期の平均売上月額が100万円以上であること（30万円以上100万円未満も対象）	前年同期の平均売上月額 100万円以上：30万円 70万円以上100万円未満：25万円 50万円以上70万円未満：20万円 30万円以上50万円未満：10万円	令和2年6月30日まで	
173	枚方市	枚方市事業継続固定費支援金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に影響を受ける中小企業・個人事業主のうち、府の支援金の対象にならない事業者に対して、家賃等固定費を支援し事業継続を支援	・枚方市内においてテナント契約で事業を営んでいること ・令和2年4月～6月のいずれか1か月の売上が前年同月比で減少率が15%以上50%未満であること ・大阪府が実施する休業要請支援金（府・市町村共同支援金）及び休業要請外支援金の支給対象外であること	1つの市内事業所につき10万円	令和2年5月25日～7月31日まで	
174	茨木市	事業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、深刻な影響を被っている市内中小企業者（個人・法人）の皆様方に対して、将来に向けて事業継続の一助としていただけるよう「茨木市事業者応援給付金」を給付	(1)令和2年3月31日以前に開業し、茨木市内に事業所を有している中小企業または個人事業主。ただし、営業の実態があり、今後も事業を継続する意思があること。 (2)2020年4月または5月の事業全体の売上が前年同月に比べて減少していること。 ※前年度と比べて減少している場合は一律対象となります（減少額や減少率は問いません）	一律 10万円	令和2年7月31日まで	
175	奈良県	生駒市	生駒市中小企業者等事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し、特に深刻な影響を被っている市内の中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費や運転資金など事業の継続に幅広く活用いただくために、生駒市事業継続支援金を支給	・令和2年5月29日午後5時までにセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の申請を本市にした者のうち、次のいずれにも該当するもの ア 令和2年6月30日午後5時までにセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受け金融機関への借入れを行った者（手続きを行っている者も含む） イ 生駒市内に第5条の申請日以前3か月以上前から法人登記されている事業所を有している者	一律 10万円	令和2年4月28日～6月30日17時まで
176			事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支援し、再起の支援を図るための支援金	常時使用する従業員の数 5人以下 20万円 6人以上100人以下 30万円 101人以上300人以下 50万円 301人以上 100万円	令和2年5月15日～令和3年2月28日まで	
177		全域	県内事業者事業継続推進事業	補助金	対家事業者 ・中小企業基本法に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者等 ・県内に事務所又は事業所を有する者 ・令和2年2月から5月までの期間におけるいずれかの月の売上高が、前年同月等と比べて20%以上減少した者 補助対象事業 ①事業継続のための事業（飲食店メニューの多言語化、レジのキャッシュレス対応、ネット販売システムの構築等） ②危機的状況乗り越えのための事業（飲食店の売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入、工場における製造品の転換、新商品の開発等） ③安全・安心を確保するための事業（事務所における空気清浄機の設置、商用車へのアクリルパーテーションの設置、サージングローブの購入等）	補助対象経費の2/3以内（ただし、上限100万円）	令和2年5月15日～6月30日まで	
178	和歌山県	橋本市	市内事業者緊急給付金	給付金 家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高等が減少し、企業活動に支障が生じている国の持続化給付金の対象とならない市内の小規模事業者に対して、企業活動の維持又は継続のための緊急支援として30万円を上限として給付金を交付	・前年度の事業収入が3,000万円以下の小規模事業者であること ・令和2年2月から8月までの間のいずれかの1か月の売上が前年の同じ月に比べ30%以上50%未満減少していること ・当給付金申請時点で国の持続化給付金の申請対象となっていないこと	個人事業主：5万円。法人：10万円 加算項目 ・主たる事業所が賃貸物件 卸売業・サービス業・小売業 ・常時雇用者が1人以上2人以下5万円 ・常時雇用者が3人以上4人以下10万円 ・常時雇用者が5人15万円	令和2年5月18日～9月30日まで
179		有田市	有田市中企業支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の抑制により、売上が減少している中小法人等及び個人事業主等に対し、新型コロナウイルス対応中小企業支援金を交付	・市内に主たる営業所（本社・本店）を有する中小法人等または市内に住民票を置く個人事業主等 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から4月のいずれかの月の売上が、前年同月比で30%以上減少していること	令和2年2月から4月までのうち、いずれかの月の売上が前年同月比で30%以上80%未満減少している場合 中小法人等・個人事業主等・・・20万円を上限として交付 80%以上減少している場合 中小法人等・・・100万円を上限として交付 個人事業主等・・・50万円を上限として交付	令和2年5月18日～7月31日まで
180		田辺市	田辺市小規模事業者事業継続支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の抑制により、売上げが減少している小規模事業者に対し、事業の継続を支援するための給付金を給付	小規模事業者（商工業者）であること。 令和2年1月から同年6月までの期間のいずれかの1月における売上金額が前年同月の売上金額と比較して30%以上減少していること。	1事業者10万円	令和2年5月7日～12月25日まで
181		新宮市	新宮市経営持続化支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続が困難な新宮市内の中小・小規模事業者の支援として、事業の継続を支援するため、新宮市独自の給付支援策を講じることに、市内事業者の経営支援を図ることを目的として実施	市内に住民登録（令和2年5月1日現在）及び事業所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業者又は市内に登記上の本店を有する法人 2020年1月から6月のいずれかの月の売上が、前年同月比で30%以上減少した月があること	1事業者につき5万円	令和2年5月20日～7月31日まで
182		有田川町	有田川町緊急持続化給付金	給付金	国が行う「持続化給付金」とは別に、新型コロナ ウイルスの影響を受け経営が著しく悪化している町内事業者に対して、町単独事業として事業全般に広く使える給付金を支給	有田川町に本社を置く法人 で資本金10億円以下の者、および 有田川町に事業所を有する個人事業者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から4月までのいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している者 店舗が入居している建物のオーナーの方又はオーナーから建物を借り上げたうえで、入居している店舗の経営者と賃貸借契約を締結している賃貸人の方で以下の要件を満たす方 ・新型コロナウイルス感染症の流行により、売上減少等の影響を受けている神戸市内の店舗に対して、家賃を減額していること。 ・令和2年4月分及び5月分の本来家賃相当額の2分の1以上を減額していること。 店舗：来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品販売やサービスの提供を行う施設（オフィスや倉庫、作業所などは除く）	①50%以上減少している場合 法人は30万円、個人事業者は15万円を上限 ②80%以上減少している場合 法人は100万円、個人事業者は50万円を上限	令和2年5月1日～29日まで
183		神戸市	中小法人等の店舗家賃負担軽減補助制度	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、売上減少等の影響を受けた市内中小法人等が営む店舗の家賃負担軽減を図るため、その一定割合を減額する不動産オーナー等に補助金を交付	・新型コロナウイルス感染症の流行により、売上減少等の影響を受けている神戸市内の店舗に対して、家賃を減額していること。 ・令和2年4月分及び5月分の本来家賃相当額の2分の1以上を減額していること。 店舗：来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品販売やサービスの提供を行う施設（オフィスや倉庫、作業所などは除く）	令和2年4月分及び5月分の家賃2か月分に対して、申請者が減額した金額の8/10 ※ただし、1オーナーあたり上限200万円	令和2年6月30日まで
184		洲本市	ふるさと洲本事業所応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の中小企業者等を応援する給付金	洲本市内の中小企業等、個人事業主（市内に事務所又は事業所を有するもの）	5万円	令和2年5月25日～8月31日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
兵庫県	伊丹市	事業所等賃料補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた事業者に対し、事業所等に係る賃料を10万円を上限に補助	・中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づくセーフティネット5号の指定業種 個人事業主または小規模法人 ・市内に事業所等（倉庫、資材置き場、駐車場その他の事業所等の付帯施設を含む）を賃借している者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月以降の任意の月の売上高が、前年同月比で個人事業主は20%以上、小規模法人は50%以上減少している者 （ア）対象業種：小売業、飲食店、生活関連サービス業、娯楽業等 （イ）店舗建物の所有者と賃貸借契約を締結し、当該契約に基づく賃料の支払い義務を有していること （ウ）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から7月のうち、いずれか1か月の売上高が前年同月の売上に対して20%以上減少していること	市内事業所等の1か月分の賃料 1事業者につき、上限10万円	令和2年5月1日～7月31日まで
	加古川市	小売業・飲食店等持続支援事業補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した市内の小売業や飲食店及び一部のサービス業等を営む中小企業者の方へ、予算の範囲内で補助金を交付	・宝塚市内で事業所等を賃借している個人事業主で、令和2年4月1日以前より事業所等の賃貸借契約を締結中であること。 ・セーフティネット保証5号の指定業種に該当すること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3月以降の任意の月の売上高が、前年同月比で20%以上減少していること。	1事業所あたり10万円	令和2年5月20日～8月31日まで
	宝塚市	事業所等賃料補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、要件を満たした個人事業主を対象に、1ヶ月分の事業所等賃料を補助	・セーフティネット保証5号の指定業種に該当すること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3月以降の任意の月の売上高が、前年同月比で20%以上減少していること。	1ヶ所あたり上限10万円（複数の場合は上限20万円） ・共益費及び対象事業所等のために賃貸借している駐車場代等は除く。事業所等に同居部分がある場合、補助金の交付額は賃料に全体の面積に占める店舗部分の割合を乗じた額を限度額	令和2年5月19日～7月31日まで
	三木市	三木市中小企業事業継続支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響を受けている市内の中小企業者に対して、中小企業事業継続支援給付金を支給することにより、中小企業者の事業活動の継続を支援	セーフティネット保証4号・5号、日本政策金融公庫、商工中金等から融資を受けている中小事業者	融資額の5%（上限30万円）	令和2年5月7日～7月31日まで
	三田市	三田市小規模事業者応援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、国や兵庫県の支援制度の対象（売上げ幅の減少要件）とならないものの、影響を受けている小規模事業者（個人事業主含む）に対する市独自の助成金制度	・三田市内において事業実態がある小規模事業者（商工業者） ・令和2年4月の売上高が、前年同月と比べ20%以上50%未満減少していること	1事業者あたり一律10万円	令和2年4月27日～6月30日まで
	加西市	加西市小規模事業者経営持続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し企業活動に支障が生じた市内事業者のうち、国の「持続化給付金」の対象とならない小規模事業者に対し、企業活動の維持又は継続のための緊急支援として支援金を交付	・市内に主たる事業所又は事務所を有すること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月の売上高が前年同月比20%以上50%未満減少した小規模事業者であること。	1事業者につき一律10万円	令和2年5月12日～6月30日まで
	養父市	事業者応援定額給付金	給付金	地域の経済と雇用を支えている市内の中小企業者等に対して、固定費などの経費に柔軟に活用可能な定額な支援として、事業者応援定額給付金を交付	・市内に事業所を有していること。 ・2019年以前から事業により年間100万円以上の事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続の意思があること。	中小法人は40万円 個人事業主は15万円	令和2年5月20日～8月31日まで
岡山県	全域	生産性・おもてなし向上推進事業補助金	補助金	工場の生産縮小や旅館の営業縮小等により企業活動が縮小しているこの機を利用し、施設のリノベーションや止めている機械の点検、作業指示書の見直しなど、生産性や魅力向上を図り、来るべき再起に向けた取組を支援するための補助金の交付	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～5月のいずれか1か月の売上高が、前年同月比15%以上減少している県内に事業所等を有する中小企業者 ・対象事業 ①新たな設備導入等による生産性向上に資する取組（機械装置の購入等） ②既存設備等のメンテナンス、オーバーホール等による生産性向上に資する取組（機械装置の保守・修繕等） ③宿泊施設における外観改修、客室の洋式化等の魅力向上に資する取組 ④業務の工夫や技術指導などによる生産性・おもてなし向上に資する取組（社員研修、技術指導、業務マニュアル作成等）	①補助上限額800万円（補助率 2/3以内） ②補助上限額200万円 （補助率 中小企業1/2以内・小規模事業者2/3以内） ③補助上限額1000万円（補助率 3/4以内） ④補助上限額100万円（補助率 2/3以内）	令和2年5月21日～6月12日まで
	岡山市	事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している岡山市内事業者へ、事業継続のための支援金を支給	・主たる事業所が岡山市内にある中小企業者又は小規模事業者 ・令和2年2月～6月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比 20%以上減少していること。 ※国の「持続化給付金」と重複して受給することができます 倉敷市内の中小企業者又は小規模事業者	(1) 10万円 対象者：小規模事業者（個人事業主を含む） (2) 20万円 対象者：中小企業者（小規模事業者を除く）	令和2年5月1日～11月30日まで
	倉敷市	倉敷市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けた倉敷市内の事業者の皆さまに、事業継続の一助としていただくための、事業全般に広く使える支援金	・法人は、市内に主たる事業所を有するもの。 ・個人事業主※1は、市内に住所及び事業所を有するもの。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比で20%以上減少している事業者 以下の要件を備えている小規模事業者	中小企業者・・・20万円 小規模事業者・・・10万円	令和2年9月30日まで
	津山市	津山市小規模事業者緊急支援事業	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している津山市内の小規模事業者へ事業継続のための支援金を支給	・津山市内に店舗等の事業所（賃貸を含む）を有し、市内で主たる事業を営む者 ・直近の事業年度に確定申告を行っている者 ・令和2年2月から4月までの間のひと月（対象月）の売上高が、直近の事業年度の年間売上高を12で割った金額と比較して20%以上減少している者	一律20万円	令和2年5月20日～6月30日まで
	玉野市	玉野市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している玉野市内の事業者の皆様へ、事業継続の一助としていただくための支援金を支給	・令和2年4月1日時点で主たる事業所が玉野市内にある中小企業者又は小規模事業者 ・令和2年2月～6月までのいずれか1か月の売上高が前年同月比20%以上減少していること。	中小企業者（小規模事業者を除く）：20万円 小規模事業者（個人事業主を含む）：10万円	令和2年6月1日～12月25日まで
	井原市	井原市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業所等賃借料補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少している中小企業者に対し、賃貸借契約に基づき賃借した市内の事業所等に係る賃借料の補助	・賃貸借契約に基づき賃借している事業の用に供する建築物及び土地（駐車場、資材置き場等を含む）を市内に有している中小企業者（個人事業主にあつては、事業収入が全ての収入の1/2以上）であること ・令和2年2月～5月のいずれか1か月の売上高が、前年同月比50%以上減少していること ・市内に所在する自らの事業の用に供しているもので、令和2年4月1日以前から賃貸借契約を結んでいるもの	補助対象経費：令和年4月～5月分の賃借料 補助率：賃借料相当額の10/10以内 補助上限額：月上限額10万円×2か月＝20万円	令和2年6月1日～7月31日まで
	新見市	新見市中小企業者等事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、支障が生じている中小企業者等に支援金を給付し事業の継続を支援	1.市内で事業を行っている中小企業者等 2.政府系金融機関または市内の金融機関からその事業の継続に必要な設備資金または運転資金の融資（既往債務の借り換えのための資金は除く）を令和2年2月18日から令和3年3月31日までに受けた中小企業者等 3.最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、20%以上減少している中小企業者等 4.対象融資を受けた後、3年以上市内で事業を継続する意思を示した中小企業者等	支援金の額は、対象融資に10分の1を乗じて得た金額で100万円以内とする。 ・支援金の給付を受けようとする者は、100万円に達するまでは給付申請を行うことができる。	令和2年5月1日～ 対象融資を受けた日から3か月以内
	赤磐市	がんばろう赤磐コロナ対策持続化支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年2月～12月の間の売上が減少している赤磐市内の商工業者へ、事業を継続するための支援金を支給	・市内に法人登記があり、かつ市内に事業所がある事業者 ・売上が前年同月と比して20%以上減少していること	1事業者：上限20万円	令和3年1月29日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間	
広島県	200	早島町	早島町事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた早島町内の中小企業者及び小規模事業者の方を対象に、事業継続の一助としていただくための事業全般に広く使える「支援金」を支給	早島町内に主たる事業所が所在していること 令和2年2月～6月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比20%以上減少していること。	申請は1事業者1回のみとし、下記金額を支給します。 ◇20万円 対象者：中小企業者（小規模事業者を除く） ◇10万円 対象者：小規模事業者（個人事業主を含む）	令和2年5月22日～9月30日まで
	201	奈義町	奈義町事業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している町内の事業者（法人及び個人）に対して、事業継続のための支援及び地域産業の維持を図るため、給付金を支給	・法人事業者は、法人登記し、町内に事業所を有して事業を行っており、常時町内で雇用する従業員を有する法人 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間で、事業者が選択した1箇月の売上が前年同月比で20%以上減少していること	法人事業者：1事業者あたり40万円 個人事業者：1事業者あたり20万円	令和2年5月18日～令和3年1月15日まで
	202	西粟倉村	西粟倉村緊急対策応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響により経営が悪化している村内の事業者の方々に対して、村独自の支援措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年1月1日から申請時点のうち、事業収入が前年の同月から20%以上減少している村内の事業者（法人・個人事業主）	法人：50万円 個人事業主：20万円	令和2年5月11日～6月30日まで
	203	三原市	事業継続支援給付金	給付金	感染症の拡大により売上減少等の影響を受けている事業者に対し、店舗や事業所の継続を支援するため、一律で給付金を支給	・令和2年4月30日時点で市内に事業所等を有する法人または個人事業主	1事業者につき5万円	令和2年5月11日～8月31日まで
	204	三次市	事業者支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受け、売上が20%以上減少した事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するための給付金を支給	・令和2年3月から5月のうちのひと月の売上が前年同月の売上と比較して20%以上減少している事業者 ・市内に本店を有する法人、市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主（フリーランス含む） ・広島県感染拡大防止協力支援金を受給していない事業者	1事業者 10万円	令和2年5月18日～6月30日まで
	205	庄原市	中小企業者等事業継続応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受ける事業者に対し、事業を継続していただくために応援給付金を支給	市内に本店または主たる事業所を有する中小法人または個人事業者の方ただし、2020年4月30日以前に開業した法人または個人事業者で、前年確定申告において、120万円以上の収入を得ているものが対象 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年6月までのうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者	一律10万円	令和2年5月22日～8月31日まで
	206	安芸高田市	安芸高田市事業継続応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業要請等の影響により、売上・事業収入が減少となっている市内事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として、安芸高田市事業継続応援金を給付	新型コロナウイルス感染症拡大に影響により、令和2年2月から6月までの期間のうち、いずれかひと月の事業収入（売上）が前年同月比で30%以上減少している事業者で、令和元年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者	25万円	令和2年5月18日～7月31日まで
	207	江田島市	江田島市がんばる商工業等支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比5%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けた商工会会員で次の要件を満たす者。 ・本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること ・市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入資金でない者	支援額 融資額の2%の額 支援限度額 1社につき年度内30万円	令和2年5月12日から
	208	海田町	海田町事業継続応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に大きく影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える応援金を給付	・町内に事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者及び本業として事業を営む個人事業主 ・感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月（対象月）の売上高が前年同月に比べて20%以上減少していること	10万円	令和2年5月19日～7月31日まで
	209	安芸太田町	安芸太田町中小企業者等緊急支援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、助成金を交付することにより、中小企業者等の経営安定を図り、町の経済の維持、発展に資することを目的とした制度	・中小企業者及び小規模企業者（個人事業主含む） ・町内で1年以上の事業実績があること ・令和2年2月から5月まで最近1か月の売上高等が前年同月比で50%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で30%以上減少することが見込まれること	中小企業者等1者につき10万円（加算金） 雇用している被保険者1人あたり2万円を加算 ※但し、加算金上限額は40万円	令和2年5月1日～6月30日まで
210	北広島町	きたひろ事業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高が減少し企業活動に支障が生じている町内の中小企業及び小規模企業者等に対し、企業活動を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金を交付	・町内で商工業を営む法人その他の団体及び個人で、町民税を納付している事業者等であること。 ・新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20%以上減少していること	10万円	令和2年5月21日～7月31日まで	
211	世羅町	世羅町持続化給付金	給付金	国の「持続化給付金」の要件に該当されない事業者（感染症拡大により前年同月対比減少率（25%超50%未満）となっている事業者）に助成金を給付	①新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の売上が前年対比25%超50%未満減少している事業者 ②2019年以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者	上限20万円 ※昨年1年間の売上から減少分が上限	令和3年1月15日まで	
212	神石高原町	小規模事業者 緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者に対して緊急的な支援として給付金を支給	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者	法人（従業員20人以下）50万円、個人事業者 20万円 ※令和2年2月から5月の対象月の減少分が上限	令和2年4月28日～6月30日まで	
鳥取県	213	全域	緊急応援補助金（経営危機克服型）	補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による県内中小企業者等の本業の落ち込みに対して、新商品開発や新たなサービスの提供、新分野進出など企業の新たな取組を支援	新型コロナウイルスにより売上高が減少している県内中小企業者等 1.最近3か月間の売上高が前年同期の売上高に比べ減少している者 2.創業後1年を経過していない者に限り、最近1か月間の売上高がその後の2か月間を含む3か月間の平均売上高に比べ減少している者 補助対象事業：①新商品の開発②新サービスの提供③新分野への進出 補助対象経費：FS調査費、新商品（役務）開発費、人材育成費、販路開拓費、設備導入費、固定費（賃料、光熱費、通信費など）	補助上限額：1社につき50万円（補助率3/4） ※固定費は補助対象経費の1/2上限	令和2年4月24日～令和3年1月29日まで
	214	鳥取市	鳥取市中小企業者経営持続化給付金	給付金	感染症の拡大により、経営に大きな影響をうけた鳥取市内の中小企業者のうち国の持続化給付金の対象にならなかった事業者に対し、事業の継続の下支えをし、再起の糧としていただくために、鳥取市独自で支援	・鳥取市内に本店・本社など主たる事業所を置いている中小・小規模事業者及び個人事業主 ・2020年1月から12月までのうち、前年同月比で売上が30%以上減少した月があること	30万円上限	令和2年5月22日～令和3年1月29日まで
	215	智頭町	智頭町中小企業支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少もしくは経営に支障をきたしている、または今後その恐れが予想される町内中小企業者を対象に支援金を交付	・町内中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少もしくは経営に支障をきたしている、または今後その恐れが予想される事業者 ・法人の場合：町内に本社を有し法人登記のある法人 ・個人の事業主：申請時点において、智頭町に住民票のある事業主 ・売上げの減少とは、令和2年1月から4月までのいずれかの月で、前年の同じ月と比べて売上げが減少していることをいう。	1事業者10万円	令和2年4月30日～5月29日まで
	216	八頭町	八頭町事業継続奨励金	奨励金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている町内事業者の皆さんへの独自施策として、「八頭町事業継続奨励金」の交付	・令和2年4月1日時点で、町内に主なる事業所等を有する法人又は個人事業者。 ・令和元年以前から事業収入（売上等）を得ており、今後も町内で事業継続の意思があること。 ・令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業収入が減少していること	10万円	令和2年5月13日～8月31日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
217	日野町	日野町版持続化給付金	給付金	新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける事業者様のうち、国の持続化給付金の対象とならない事業者様に対して、事業全般に広く使える給付金を支給	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で15%～49%減少している事業者。 ※国の持続化給付金との併用はできません。	50万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限	令和2年5月13日～8月31日まで
	日南町	事業者緊急支援応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、昨年度同時期より大幅な収入減により経営に苦慮している町内の事業者を支援するため、応援金を交付	・日南町内において営利を目的として事業を行う法人、団体、個人であり今後も事業継続の意思のある事業者。 ・令和2年2月から5月までのうち任意の3か月間の収入が、昨年同月（平成31年2月から令和元年5月のうち3か月間の収入）より15.0%から49.9%減少している事業者。	30万円を上限	令和2年5月11日～6月30日まで
	大山町	大山町事業継続支援交付金	交付金	新型コロナウイルス感染症の拡大によって経営に影響を受けている事業者の事業継続を支援するために、国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者へ上限10万円を交付	・大山町内に事業所を有する中小企業者（法人・団体・個人事業主）、個人事業主 ・2020年3月から5月のうち、ひと月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した月があること ・2020年1月から申請の前月までに前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと	1事業者10万円または上限額	令和2年5月25日～令和3年1月29日まで
220	全域	商業・サービス業感染症対応支援事業	補助金	事業継続に向けた売上確保のため、新型コロナウイルス感染防止対策や新事業展開に取り組む事業者を支援	【補助対象経費】 ①感染防止対策にかかると経費（飛沫拡散防止設備導入、マスク購入等） ②新事業展開にかかると経費（飲食店のテイクアウト・デリバリー等への対応、店舗改修、備品購入、新商品開発等） ※①、②併用可 【補助対象業種】小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業等	・補助率：補助対象経費の4/5以内 ・補助上限額：一事業者あたり80万円（補助対象経費上限は100万円） ・補助下限額：一事業者あたり8万円（補助対象経費下限は10万円）	令和2年4月7日から12月末日まで
	浜田市	浜田市家賃補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等を支援するため、事業活動のために賃借している家賃の一部を補助	浜田市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者または個人事業主 ・令和2年2月～10月までのいずれかの月における売上高が、対前年同月の売上高と比較して30%以上減少していること	1事業者あたり上限30万円（最大3ヶ月まで） 対象となる月の売上減少率 ・30%以上50%未満：月額家賃の50%以内の額 ・50%以上：月額家賃の100%以内の額	令和2年6月1日～12月28日まで
	出雲市	出雲市中小企業等緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業経営に多大な影響を受けている企業・個人事業者の事業継続を支援することを目的として、独自に中小企業等緊急支援給付金制度を創設	出雲市内に事業所を有する中小企業者（法人）または個人事業者 感染症拡大の影響により、令和2年1月～6月の間のいずれかの月（対象月）の売上が、前年同月と比較して50%以上減少していること	法人（会社等）：20万円 個人事業者：10万円	令和2年8月31日まで
	益田市	益田市緊急経済応援給付金	給付金	新型コロナウイルスの影響により市内消費が著しく減少している中で、市内経済の安定や雇用を維持、事業継続に意欲のある事業者の取組を応援	・市内に本社を有する中小企業、小規模事業者、農業法人等 ・新型コロナウイルスの影響で令和2年4月または5月の売上額が前年同月比30%以上減少している事業者（全業種）	10万円～30万円 ※常用する従業員数及び売上減少率により算出	令和2年6月末日まで
	奥出雲町	事業継続支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている町内事業者の皆さまの事業継続を支援するため、事業継続支援給付金を創設	・町内に住所又は所在地を有し、かつ町内で事業を営んでいる中小企業者 ・申請書提出時点において、令和2年1月以降における1か月に於いて前年同月比で売上の減少率が20%以上50%未満の月があること、かつ50%以上の減少月がないこと ・中小企業者で町内に主たる事務所又は事業所を有し、雇用の維持や事業継続のための意思を有していること。	最大50万円	令和2年5月1日～
	吉賀町	吉賀町緊急中小企業者事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける町内中小企業者の業績悪化を緩和し、事業の継続を図る	・令和2年3月から6月までに新型コロナウイルス感染症を事由とし、最近1ヶ月の売上が前年同月に比して30%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む最近3ヶ月間が前年同期に比して30%以上減少が見込まれること	1事業者あたりにつき30万円以内	令和2年5月1日～12月末までを予定
226	隠岐の島町	隠岐の島町事業者助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその対策の影響により、業績等が悪化している町内の中小企業・小規模事業者の皆様に対して、事業の継続と従業員等の雇用の維持を支援するための助成金を交付	・売上高等が、最近1ヶ月間が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3ヶ月間が前年同期に比して20%以上減少が見込まれる事業者（セーフティネット4号の認定基準） ・隠岐の島町内に主たる事業所又は住所を有する中小企業者、小規模事業者	令和2年4月～6月までの3ヶ月間分 1.事業継続助成金：一律75万円 2.緊急雇用維持助成金 雇用維持を支援するため、従業員数に応じた助成金を交付 ・小規模事業者で事業主のみの場合 10万円 ・正規職員（家族従業員も対象） 10万円 ・パート職員（週労働時間20時間以上） 5万円	令和2年5月7日～5月15日：4月分 令和2年6月1日～6月5日：5月分
	全域	新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金（小規模事業者分）	補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月に比べ売上の減少した山口県内の事業者が、業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組を支援するための補助金を交付	・小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者） ・山口県内に主たる事業所を有する者 ・業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組を行う事業者 ・最近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれるもの	1事業者あたり上限30万円（補助率10/10）	令和2年5月11日～5月29日まで
	全域	新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金（中小企業分）	補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月に比べ売上の減少した山口県内の事業者が、業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組を支援するための補助金を交付	・中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者） ・山口県内に主たる事業所を有する者 ・業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組を行う事業者 ・最近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれるもの	1事業者あたり上限300万円（補助率3/4） 募集件数全県で15件	令和2年5月11日～5月29日まで
229	宇部市	宇部市小売・飲食店等持続化支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している、小売業のほか、飲食サービス業や美容・理容業等の生活関連サービス業など、市民生活に密着した市内中小企業等の事業継続を支援するため、本市独自の支援金を交付	・市内に店舗を有する中小企業・小規模事業者、個人事業主のうち、以下の業種、市内店舗が対象。ただし、対面販売、対面サービスを行わない無人店舗や管理業務のみを行っている事務所は対象外（小売業、飲食サービス業や生活関連サービス業が対象） ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月の1か月の売上額が前年4月と比較して、2割以上減少している事業者を対象とする。	1店舗につき15万円、最大30万円 （複数店舗経営している場合は2店舗分まで）	令和2年5月7日～6月30日まで
	山口市	山口市小売・生活関連事業者等支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少などに伴い営業活動に大きな影響を受けている小売業や飲食サービス業、生活関連サービス業、観光・スポーツ・イベントに関連する事業者に対して、本市独自の緊急的な事業継続支援として、固定経費などに活用いただける1事業者あたり一律20万円の給付金を交付	・市内に店舗・事務所（以下、「店舗等」という。）を有する下記の業種を対象（小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、観光・スポーツ・イベント業） ・本年1月から5月のいずれかの月で売上高等が前年同月比で20%以上減少している事業者（複数の店舗等を経営する事業者は、事業者の全体の売上に対する減少率）	1事業者あたり1回限りで一律20万円	令和2年5月11日～6月30日まで
	山陽小野田市	山陽小野田市事業継続給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として本給付金を給付	・市内に事業所を有する中小企業もしくは個人事業主、または、市内に住民登録のある個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月から5月のいずれかの月の事業収入が、前年同月比で20%以上減少していること。	1事業者当たり、20万円	令和2年6月1日～7月31日まで
	周防大島町	周防大島町商工業経営支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症のため、経営が著しく困難になった事業者に対し、周防大島町が経営を支援	・周防大島町内で事業を営む商工業者で、令和2年4月1日時点において、次のいずれかに該当する業種を主たる業種とする事業者（小売業：ガソリンスタンドも対象）	1事業者につき5万円を一律支給	令和2年7月31日まで
	田布施町	田布施町小売・飲食店・サービス業等経営支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、消費者が生活維持のために必要なものを除いた外出を自粛したことを受け、売上げ減少等の影響が大きい町内の小売や飲食店、サービス業等を営む事業者に対し、本町独自の緊急的な事業継続支援を実施	・町内に対面販売・対面サービスを提供する店舗・事務所を有する業種を対象 ・令和2年2月から5月までのいずれかの月で町内に所在する店舗等の売上高が前年同月比で20%以上減少している事業者	1事業者あたり一律20万円	令和2年5月28日～7月10日まで



都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
徳島県	全域	徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金	給付金	徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、営業休止や大幅な売上減少を余儀なくされている県内中小・小規模事業者の事業継続に対し、一時金支給により支援	以下のすべての要件を備えている事業者が支給対象となります。 1.令和2年2月以降に、徳島県中小企業向け融資制度「セーフティネット資金」もしくは「新型コロナウイルス感染症対応資金」（以下、「県セーフティネット資金等」という。）による融資を受けている者であること。 2.申請日において、令和2年2月以降の売上高等の状況が、以下のいずれかに該当する者であること。 ・最近1か月の売上高等が、前年同月比で50%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少が見込まれること。 ・最近2か月の売上高等が、前年同期比で50%以上減少しており、かつ、その後1か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少が見込まれること。 ・連続した3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少していること。 3.概ね雇用が維持されていること	県セーフティネット資金等で融資を受けた金額の10%（上限100万円）	令和2年4月1日から令和2年9月1日まで
	徳島市	徳島市事業者緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業や事業収入の大幅な減少などの影響を受けながらも事業を継続しようとしている事業者の皆様を支援	・徳島市内で事業を営む中小企業者（個人事業主を含む）であること ・令和2年3月以降に、徳島市においてセーフティネット保証4号の認定を受けていること ・セーフティネット保証4号の認定書により金融機関で、信用保証協会の保証付き融資を受けたことを確認できること	1事業者につき10万円	令和2年9月30日まで
	阿南市	阿南市中小企業者支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大の中、大きな影響を受けて、売上高が大幅に減少するなど、事業活動に支障が生じている市内の中小企業者の方に、新型コロナウイルス感染症収束後も事業活動を継続していただけるように支援金を給付	・事業継続の意思があり、阿南市の区域内に本社を有する会社、若しくは阿南市の区域内に住所又は事業所を有する個人 給付要件 ①令和2年3月から5月までの売上高の合計が、昨年同月比の売上高の合計と比べて20万円以上減少していること ②セーフティネット保証4号の認定を受けていること、若しくは、令和2年3月から5月までの任意の連続した2か月において前年同月比、売上高が30%以上減少していること	1事業者あたり、20万円	令和2年5月20日～9月30日まで
	美馬市	美馬市企業応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な売上高減少を余儀なくされた美馬市内事業者に対して、事業継続を支援するために給付金を支給	令和2年3月2日以降で新型コロナウイルス感染症の影響により、セーフティネット4号の認定を受け、かつ、徳島県セーフティネット資金で融資を受けている事業者。	セーフティネット融資を受けた金額の10%（上限30万円）	令和2年5月7日～令和3年3月25日まで
	三好市	三好市持続化給付金	給付金	企業が事業を継続し、働く方々の雇用や生活を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し三好市独自の経済対策を実施	・三好市内に本社等を有する中小企業、または、主に三好市内で事業を行っている個人事業主の方 ・国の持続化給付金を受けていない方 ・市の指定する事業支援制度の融資を受けている、または、雇用調整助成金を申請しているか、する予定である方 ・新型コロナウイルスの影響により、2020年1月から12月のいずれかの月の売上が、前年の同月と比べて20%以上50%未満減少していること	法人の場合最大100万円 個人の場合最大50万円	令和3年1月31日まで
高知県	安芸市	安芸市持続化給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020（令和2）年1月～5月の間で前年同月比の事業収入が20%以上50%未満減少している月がある事業者に対し、事業の継続を支え、地域経済を維持するために、事業全般に広く使える安芸市独自の給付金を支給	令和2年1月～5月の間で前年同月比の事業収入が20%以上50%未満減少している月がある事業者	法人 上限40万円 個人事業者 上限20万円 ※但し、昨年1年間の売上からの減少分を上限	令和2年5月25日～8月31日まで
	南国市	商工事業者家賃等支援事業	家賃支援	土地及び家屋を賃借して事業活動を営んでいる事業者に対し地代及び家賃の支援を行う	・南国市内の土地や店舗・事業所を賃借して商工業を営む中小企業者（法人及び個人事業主） ・令和2年3月または4月の売上が直近決算期の平均売上月額額の50%以下となっているもの	地代・家賃額支払い実績の2か月分（原則4～5月分・事情により3～4月でも可） ※上限額 1店舗・事業所につき15万円	令和2年7月31日まで
	宿毛市	宿毛市コロナ対策緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルスの影響により、売り上げが減少している、市内の事業者に対し幅広く事業継続を支えるため、給付金を支給	・市内に店舗または事業所を有し、2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月、4月、5月の中のひと月の売上が前年同月比で30%以上減少している事業者とする。	1事業者あたり10万円	令和2年5月1日～7月31日まで
	土佐町	小規模事業者緊急支援金	支援金	新型コロナウイルスの影響を受けている小規模事業者に対し、緊急支援金を支給	・原則として1か月（令和2年3月から令和2年5月までの任意の月）の売上高が前年の同月と比較して20%以上減少している小規模事業者。 ・1か月（令和2年3月から令和2年5月までの任意の月）の売上高と前年の同月と比較した差額の1/2の額を支給。	限度額は80万円	令和2年6月30日まで
	日高村	緊急支援給付金	給付金	国が支給する給付金の対象外や国が想定する以上の影響を受けている事業者に対して、村独自の支援を行うことで、事業の継続を支え、再起の糧としていただくことを目的に「日高村事業者緊急支援給付金」を創設	令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思がある、資本金10億円以上の大企業を除く中堅・中小法人、個人事業者のうち令和2年3月から5月のうちの前年同月比で、事業収入が20%以上減少した事業者	20%以上30%未満 ・個人事業者等 上限10万円、中小法人等 上限20万円 30%以上40%未満 ・個人事業者等 上限15万円 中小法人等 上限30万円 40%以上50%未満 ・個人事業者等 上限25万円 中小法人等 上限50万円 ※50%以上は経済産業省の「持続化給付金」の対象 事務所若しくは店舗の家賃1か月分実費相当の半額支援（2か月以内 上限15万円）	令和3年1月29日まで
		家賃支援給付金	家賃支援				
	四万十町	経営持続化支援補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者で、国の持続化給付金の給付の対象とならない事業者に対して補助金を交付	新型コロナウイルス感染症の影響により、連続した3か月の売上が前年同月比で20%以上～50%未満減少している事業者【国】持続化給付金の給付要件に該当しない者）が対象	支給限度額75万円 令和2年3月から令和3年2月までのうち連続した3か月分の売上と、前年同期の3か月分の売上を比較して減少した額の1/2を支給	令和2年6月1日～令和3年3月末まで
家賃負担軽減補助金		家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者に対して、町内に所有する事業所又は店舗の家賃への補助	新型コロナウイルス感染症の影響により、連続した3か月の売上が前年同月比で10%以上減少している事業者【国】家賃支援措置（予定）の給付要件に該当しない者）が対象	支給限度額：18万円 家賃6か月分相当（家賃月額額の1/2（最高月額3万円）×6か月分）		
全域	新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金	協力金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内企業は、売り上げの大幅な減少など多大な影響を受けており、この状況を乗り越えるには、インターネットを活用した新たな販路開拓やテイクアウト、デリバリーの導入、サービスのオンライン化など「攻め」の経営姿勢が重要であるため、新たなビジネス展開に挑んでいる中小企業者の取組みを支援	県内に事業所を有する中小企業者を対象 1. 新型コロナウイルス感染拡大による売り上げ減少に伴い、4月1日以降、新たなビジネス展開を開始した者で、申請時点において当該事業を実施していること。 2. 申請月の前月売上が、前年度比で5%以上減少、または、申請月の前々月比で5%以上減少していること。 【新ビジネス取組み例】インターネット通販の導入、無観客ライブ有料配信の開始、移動販売の開始、デリバリー、テイクアウト販売の開始、提供サービスのオンライン化、ドライブスルー販売の開始、新たなグループでの共同販売の開始 等	1事業者あたり20万円 複数事業者でグループを組成し、新たなビジネスに共同で取り組んだ場合は、1グループにつき20万円を加算支給	令和2年5月1日～6月30日まで	

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
248	愛媛県 宇和島市	中小企業者等応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等を支援するため、給付金を支給	中小事業者（法人・個人） 1.2019年12月以前から事業収入を得ており、今後も事業継続意思がある。 2.2020年3月から2021年2月までの間で、前年比3割以上事業収入（売上）が減少した月（以下「対象月」という。）がある。 3.2019年または2019年度の事業収入（売上）が120万円以上	一律10万円	令和3年3月31日まで
	249	鬼北町	鬼北町企業応援給付金	給付金	令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けた事業者に対し、給付金の支給により事業活動を支援	・連続した3か月の売上が、前年同期比で20%以上減少している者。 （※国、県その他が実施する売上減少に対する給付金、支援金等の対象者を除く。） ・町内に住所（法人の場合は所在地）、店舗又は事務所を有する者。 ・町内で事業活動を行う者	法人 50万円 個人事業者 25万円 ※対象とする3か月分の売上差額を上限。 ※3か月分の売上差額が基準額以上の場合に限る。（法人20万円 個人10万円）
250	高松市	テナント賃料給付金	家賃支援	売上が大幅に下落した中小企業等を対象に入居するテナントの賃料に対する給付金を支給	・令和2年4月1日現在において、市内に本社・本店などの主たる事業所を置いている法人、又は、市内に住所を有している個人事業主（令和2年4月1日において、本市の住民基本台帳に記載されている者（高松市民である者）） ・県内に事業者が賃貸借契約により、事業用として借り受けているテナントを有している ・令和2年2月から同年6月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して30%以上減少している	テナントの月額賃料1事業者につき10万円を上限 ※テナントの月額賃料には、共益費・管理費・敷金・礼金・駐車場代等を含みません。 ※2つ以上のテナントを有する場合は、それらを足し合わせた額を、テナントの月額賃料とすることができます	令和2年5月15日～7月31日まで
	251	坂出市	坂出市テナント賃料給付金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大きく減少し、国の持続化給付金の給付決定を受けた、中堅企業、中小企業その他の法人等および個人事業者で、事業用として建物を賃借して事業を営む方に対し、独自に「坂出市テナント賃料給付金」を支給	・市内に事業所を有する中堅企業、中小企業、その他の法人等および個人事業者であって、事業用として市内に所在する建物を賃借していること ・国の持続化給付金の給付決定を受けていること	申請月の月額賃料相当額 ・1給付者当たり10万円を上限 ※賃料には、共益費・管理費・敷金・礼金・駐車場代を含まない。
252	香川県 さぬき市	事業継続支援緊急給付金	給付金	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、売り上げの急激な減少など、大きな影響を受けた市内事業者等に緊急的に給付金を支給	・中小企業、小規模事業者、個人事業主、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等（会社以外の法人についても幅広く対象とする。） ・令和2年1月から7月までの任意で選択した月の1か月の売上額が、前年同月比で30%以上減少している者。ただし、当該月の減少額が10万円以上の者を対象	1事業者当たり20万円	令和2年5月21日～9月30日まで
253	東かがわ市	東かがわ市小規模事業者等支援臨時給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、市内の小規模事業者等に対し、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業者経営支援のため、事業全般に広く使える給付金を支給	・東かがわ市に事業所がある中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、個人事業者である市民が、市外で事業を行っている場合も対象 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で30%以上減少している事業者	一律20万円	令和2年5月7日～7月27日まで
254	小豆島町	小豆島町地域産業持続化給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が一定以上減少した会社法人の事業継続と雇用の維持及び再起を支えるため、小豆島町独自の地域産業持続化給付金を給付	1.令和元年12月1日時点で会社法（平成17年法律第86号）に基づく法人格を有し、現在まで事業を継続している会社 2.小豆島町内に本社を有し、最近3か月間（*注）の事業収入が昨年同月に比べて20%以上減少している会社（本社が小豆島町外にある場合は、小豆島町内に令和元年12月における従業員が30人以上の事業所を有し、当該事業所の最近3か月間の事業収入が昨年同月に比べて20%以上減少している会社） （*注）最近3か月間 …… 令和2年2月～6月のうち、連続する3か月間 3.今後も事業を継続し、雇用の維持する意思がある会社 対象：中堅・中小法人、個人事業者。また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人。	以下のA～Cのうち、いずれか低い額 A：（最近3か月間の昨年同期比の事業収入減少額×0.8）－（国の持続化給付金給付額×1/4） B：基礎給付額10万円＋従業員数加算額（令和元年12月の従業員数×2万円） C 給付上限額： ・国の持続化給付金の対象となる会社 100万円 ・国の持続化給付金の対象にならない会社 200万円	令和2年5月12日～7月31日まで
255	全域	福岡県持続化緊急支援金	支援金	新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広くお使いいただける支援金を給付	対象要件 1.2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間（以下、対象期間）のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。 2.対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。 3.国の「持続化給付金」を申請していないこと	法人：50万円 個人事業者：25万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限	令和2年5月2日～6月30日まで
256	北九州市	北九州市持続化緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上が減少した事業者に対して、事業の継続を下支えするため、「北九州市持続化緊急支援金」を給付	市内の中堅・中小法人及び個人事業者等で、「福岡県持続化緊急支援金」の支給認定を受けた者のうち、法人税又は所得税の納税地が北九州市内である事業者	中堅・中小企業等一律20万円 個人事業主・フリーランス一律10万円	令和2年5月18日～7月31日（予定）
257	福岡市	市民生活に必要なサービスを安全に提供する休業要請対象外施設への支援	支援金	市民と直接的に接する機会が多い中でも、市民の安全対策に配慮しながら、福岡市内で市民生活に必要なサービスを提供している休業・時短要請対象外施設を営む中小企業や個人事業主を支援	福岡市内で市民生活に必要なサービスを提供している休業・時短要請対象外施設（ガソリンスタンド対象）を営む中小企業や個人事業主のうち売上が30%以上減少した者を対象	法人一律15万円 個人事業主一律10万円	令和2年5月7日～5月31日まで
258	飯塚市	事業継続応援事業	支援金	国及び福岡県の融資制度（市が指定する11事業）を活用している事業者（大企業を除く）に対し、事業の継続と雇用の維持を応援するため、応援金を交付。	事業継続応援事業：国・県の融資制度（市が指定する11事業）を活用した事業者（大企業を除く）	30万円	令和2年5月1日～
259	柳川市	中小事業者へのがんばる応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い売り上げが減少している市内中小事業者や、休業（営業時間の短縮等を含む）にご協力いただいている市内中小事業者に対し、事業の継続を支援するための「がんばる応援金」を給付	令和2年4月1日時点において市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する場合に1回給付します。 (1)市内に主たる事業所を有する国の「持続化給付金」の対象事業者 (2)市内に主たる事業所を有する県の「福岡県持続化緊急支援金」の対象事業者 (3)緊急事態宣言後、5月31日までの間に連続して2週間以上休業して感染拡大防止に協力した事業者	1事業者につき一律20万円	(2)の給付要件で申請する事業者 令和2年5月1日～7月31日まで
260	大川市	大川市事業継続応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け売上が大きく減少している市内の事業者の事業継続を支援するため、国の持続化給付金または福岡県の持続化緊急支援金の給付決定を受けた方に、大川市独自の応援金を支給	次のすべての要件を満たしている事業者 ①法人にあっては、大川市に登記上の本社、本店などの主たる事業所を有すること ②国の持続化給付金の給付対象または福岡県の持続化緊急支援金の給付対象となっていること	国の持続化給付金の給付対象事業者：10万円 福岡県の持続化緊急支援金の給付対象事業者：5万円 ※国・福岡県両方の給付対象となった場合、交付限度額の10万円まで支給	令和2年5月8日～令和3年2月26日まで
261	豊前市	頑張ろう！ぶぜん！応援金	応援金	新型コロナウイルスの感染拡大が地元経済に影響を及ぼすことを考慮し、市内事業者の活性化・支援を目的として再起の糧としていただく為、今後も事業を継続する意思がある事業者の方に応援金を支給	令和2年5月1日時点、市内で営業している法人・個人の事業者 ※「豊前市新型コロナウイルス感染拡大防止休業等協力店舗支援金事業」の給付を受けた事業者は除く	1事業者 10万円	令和2年5月7日～6月1日まで
262	中間市	中間市持続化緊急支援給付金	給付金	国及び県の給付金・支援金の対象とならない中小企業で、売り上げが減少している事業者に対し、10万円を支給	国の「持続化給付金」、県の「持続化緊急支援金」の対象外で、前年同月比15%以上30%未満減少している市内事業者	1事業者につき一律10万円	令和2年5月20日～6月30日まで
263	小郡市	小郡市事業者応援金	応援金	新型コロナウイルス感染症の発生により売上げに影響を受ける事業者に対し、小郡市独自の応援金を支給	1.応援金を申請する日時点で小郡市内に本店などの主たる事業所を有する者 2.国の持続化給付金又は福岡県持続化緊急支援金を支給された者	一律10万円	令和3年2月26日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
福岡県	筑紫野市	筑紫野市中小企業等緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高が前年と比較し、急激に減少（30%以上）した事業者（中小企業・個人事業者）を支援することを目的に支給	・「国の持続化給付金」または「福岡県持続化緊急支援金」の給付決定を受けた事業者 ・法人事業者の場合 本店が筑紫野市内にあること、または確定申告書に記載の納税地が筑紫野市であること ※市への申請をする前に、国の持続化給付金または福岡県持続化緊急支援金の申請を行うこと。	1事業者につき、10万円	令和3年2月15日まで
	春日市	春日市中小企業等応援金	応援金	前年と比較し、売上高が急激に減少した事業者（中小企業・個人事業者）を支援することを目的に給付	春日市内に主たる事業所がある中小企業者で、「持続化給付金（国）」または「持続化緊急支援金（福岡県）」の給付決定を受けた人が対象	10万円（定額）	令和2年5月18日～令和3年2月15日まで
	太宰府市	がんばろう令和支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けている市内の中小企業・個人事業主に対し、国の持続化給付金又は県の持続化緊急支援金に一定額を限度に加算して給付	1.太宰府市内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で30%以上減少している者。 2.資本金10億円以上の大企業を除く中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 国の持続化給付金又は県の持続化緊急支援金の給付を受ける中小企業・個人事業主等が対象	売上の減少額に応じ、最大30万円を給付 30%以上～50%未満 法人：本店が市内 15万円、本店が市外 7.5万円 個人事業主：事業所が市内 15万円	令和2年5月2日～令和3年2月15日まで
	福津市	小規模事業者緊急応援金	応援金	事業継続に支障が生じている小規模事業者を支援するため「小規模事業者緊急応援金」を支給	市内に事業実態のある主たる事業所等があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月分または5月分の売上高が前年同月比30%以上減少した小規模事業者	1事業者あたり10万円を給付 ※国や県の給付金・支援金と重複受給可能	令和2年5月1日～6月30日まで
	うきは市	うきは市中小企業・小規模事業者緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障をきたしている、うきは市内の対象事業者に対し、うきは市新型コロナウイルス対策中小企業・小規模事業者緊急支援金を交付	・セーフティネット保証4号の規定に基づき、うきは市長の認定を受けた事業者。 ・原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に対して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。	1事業者10万円	令和2年4月27日～
	宮若市	宮若市中小企業等緊急支援金制度	支援金	令和2年新型コロナウイルス感染症により、事業に影響を受けている中小企業や個人事業主に対し緊急支援金を給付	・対象者： 1.中堅・中小法人、個人事業者、または、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人 2.2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること ※ひと月の売上減少率が50%を超えている月が一度でもある場合は、「国の持続化給付金」へ申請をお願いする。	・法人 30万円 ・個人事業者 15万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限。 ※給付は1回限り。 ※国の「持続化給付金」の対象となった場合は、「宮若市中小企業等緊急支援金」の対象とはならない。	令和2年5月12日～令和3年1月29日まで
	嘉麻市	嘉麻市中小企業等緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている中小企業等に対し、事業継続の支援を行うため、嘉麻市独自の取組みとして支援給付金を交付	令和2年2月29日以前より嘉麻市において事業を営む法人又は個人であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から4月のいずれかの月の売上が前年同月と比べて15%以上30%未満減少した事業者	1事業者あたり10万円	令和2年6月30日まで
苅田町	苅田町小規模事業者等応援給付金	給付金	新型コロナウイルスの感染拡大が、苅田町の地域経済に大きな影響を及ぼしていることから、特に厳しい状況に置かれている小規模事業者等に対して、事業継続を応援するため、応援給付金を交付	以下のすべての要件を満たす小規模事業者等（法人及び個人事業者） (1) 苅田町内で現に事業活動を行っている事業所または店舗等を有していること (2) 令和元年12月末までに開業しており、申請時点で事業を営んでいること (3) 令和2年3月、4月または5月の売上高が前年同月比で15%以上減少していること (4) 苅田町内の事業所で常時使用する従業員の数が20人以下で事業を営む者であること	一律20万円	令和2年5月14日～6月30日まで	
大分県	大分市	小規模事業者店舗家賃支援補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けている小規模事業者を支援	・店舗等を賃貸借契約等に基づき賃借している小規模事業者 ・令和2年3月～5月において、いずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少	月額家賃の4/5：補助上限 24万円（上限8万円/月） 市内の店舗等に対する家賃相当額の3か月分（家賃、共益費、駐車場費の賃貸借契約上の月額）	2020年5月7日～6月30日
	別府市	中小企業等賃料補助制度	家賃支援	売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む）に対して、事業活動のために市内において賃借している店舗等の賃料を別府市が負担	売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む） ・売上高が減少したために新たに融資を受けた方 ・売上高が減少したために既借入融資の融資条件を変更した方 ・雇用調整助成金の特別措置の助成を受けた方 ・持続化給付金の給付を受けた方 ・売上高が前年同月比で50%以上減少している方	①申請した日が属する月から最長6か月分 ②月額の賃料の額又は賃料相当の額の1/2 上限額7万円 ※賃料の額（店舗、事務所等の物件の場合） 賃貸借契約書等に定められた店舗、事務所等の賃料の額（管理費、共益費及び駐車場代を除く。）とし、店舗併用住宅の場合は、店舗部分に限る。 ※賃料相当の額（自己が所有する店舗、事務所等の場合） 自己が所有する店舗、事務所等の面積に基準額（1㎡当り1500）を乗じた額。（ただし、融資の目的返済額を上限）	2020年4月21日～7月31日
	中津市	中小企業等賃料補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染拡大により影響を受け、営業を自粛するなど売上高が減少する中、事業活動の継続に取り組まれている市内の中小企業者等に対し、家賃を補助	・中津市内に本社、本店その他事業拠点、事業所を有している中小企業者等のうち、次の要件を満たす方 1.中津市内で事業を営んでいること 2.原則、令和2年4月から6月の期間のいずれかのひと月が前年同月比で30%以上の売上高の減少があること	令和2年4月から6月分の支払済みの家賃 1.市内で事業を営む店舗、事務所等に係る家賃（地代、駐車場代等は除く） 2.補助対象者と同じ名義で賃貸借されているもの 3.家賃に住居等に関する部分が含まれている場合は除く	令和2年5月18日～8月31日まで
	日田市	中小企業等賃料支援事業補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響によって、売上げが減少し資金繰りが厳しい状況にある中小・小規模事業者等の事業活動継続を支援するため、市内の店舗、事務所等の賃料について、その一部を補助	・市内に本店又は主たる事務所を有し、次のいずれかに該当する中小・小規模事業者、個人事業主（市税の滞納がないこと） 1.令和2年3月から令和2年9月の間における1か月間の売上高が、前年同月と比べて20%以上減少していること。 2.セーフティネット保証4号の認定を受けていること。 3.持続化給付金の給付を受けていること、又はその要件に該当すること	申請した月の支払分から起算して最長6か月分 ・月あたりの賃料の4/5以内・上限6万4千円（管理費・共益費・駐車場代は除く） 【注意】店舗等併用住宅の場合は、確定申告で事業の経費として計上した額を基に算出	令和2年5月11日～10月30日まで
	佐伯市	中小企業等家賃補助事業	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少し、資金繰りが厳しい状況にある中小企業等の事業活動の継続を支援するため、佐伯市内の店舗、事務所等の家賃を一部補助	佐伯市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者、小規模事業者（個人事業主を含む）で、対象業種を営み、下記要件のいずれかに該当する方 対象業種：セーフティネット5号申請対象業種の方 対象要件：次のうちいずれかに該当すること ・新型コロナウイルス対策の融資制度の融資を受けた方、または、返済猶予等の融資条件を変更した方 ・国・県による新型コロナウイルス対策の制度の助成を受けた方（雇用調整助成金の特別措置・持続化給付金など） ・売上が前年同月比で30%以上減少したことが証明できる方	既に支払った3か月分の家賃（3月、4月、5月分対象） 家賃の月額80%（上限20万円） ※店舗、事務所等の実際に支払った家賃（店舗、事務所等の借地料も含む） ※水道光熱費、機材リース代等を除く	令和2年5月19日～7月31日まで
臼杵市	小規模事業者等賃料支援補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、業況の悪化が著しい中、経営の継続に取り組む小規模事業者などに対し、賃料を補助	臼杵市内に主たる事業所を有し、以下の要件を全て満たす事業者 ①令和2年3月から5月までの間に、売上高が前年同期と比較して20%以上減少している月があること ②事業所等を賃貸借契約に基づき賃借していること	賃貸借契約に基づく賃料3か月分 （地代のみを賃貸借契約も含む） （店舗併用住宅の場合は、店舗部分に限る） 【補助率】8/10以内 【補助限度額】1ヵ月あたり上限 6万円（最大 18万円）	令和2年5月7日～6月30日まで	

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
278	津久見市	津久見市小規模事業者等事業継続支援金『ふあい10（ふあいと）つくみ』	支援金	新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の方を支援	・新型コロナウイルスの感染拡大により、事業に影響を受けている小規模事業者対象 ・要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から7月のうち、ひと月の売上が前年同月比で▲20%以上	1事業者につき10万円	令和2年8月20日まで
	竹田市	竹田市小規模事業者等経営維持支援補助金	家賃支援	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上減少等の影響が特に著しい市内中小企業者、小規模企業者又は個人事業主を対象に、経営の安定化と持続化を図ることを目的に、事業を継続するために必要とされる経費の一部を助成	売上減少等の影響を受ける竹田市内に本店を有する中小企業者、小規模企業者又は個人事業主 1) 新型コロナウイルス感染拡大により、施設の令和2年2月～6月までの間の一月の月間売上が、前年同月と比べて20%以上減少していること 2) 令和2年2月1日以前から対象事業所等において事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること	①市内事業所等に係る賃料（家賃、共益費、駐車場費の賃貸借契約上の月額） ・月額賃料の8/10以内 補助上限6万円 ②市内事業所等に係る光熱費（電気料金の月額） ・電気料金の1/2以内 補助上限3万円 対象期間：令和2年4月～9月 ・補助対象者が市内に住所を有する場合 1か月の家賃の8/10（月額6万円を限度） ・補助対象者が市内に住所を有しない場合 1か月の家賃の5/10（月額4万円を限度） 対象：令和2年4月分から令和2年9月分までの家賃（6か月分）	※令和2年5月20日～受付開始 第一次分：令和2年7月31日（4～6月分） 第二次分：令和2年10月31日（7～9月分）
	豊後高田市	店舗等家賃補助金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症により、売り上げ等に大きく影響を受けている小規模事業者に対し、店舗等の家賃を助成	対象：小規模事業者（常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の商工業者で、市内に主たる事業所を有する個人又は法人。 令和2年3月から令和2年6月までのいずれか1か月の売上高が、前年同期と比較して20%以上減少していること	令和2年5月14日～7月31日まで	
	宇佐市	小規模事業者等事業継続支援事業	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な売上の減少等を受けている事業者の事業継続を支援	・令和2年2～4月のいずれかひと月の売上が昨年の同じ月と比べて20%以上減少している事業者。 ・令和2年2月1日以前かつ現在において本店登記と実際の事業所が市内にあること。 (1) 次のいずれかに該当する中小企業者 ①市内に本店または主たる事業所を有する法人 ②市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主 (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、令和2年2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月（または前年月平均）と比較して15%以上減少している方 (1) 次のいずれかに該当する中小企業者 ①市内に本店または主たる事業所を有する法人 ②市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主 (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月（または前年月平均）と比較して15%以上減少している方 市内で令和元年11月30日以前に創業した小規模事業者で、令和2年5月1日現在市内で営業しており、売り上げが前年同月比（令和2年2月から4月のいずれかの月）で20%以上減少した個人事業者または法人 次のすべての要件を満たしていること ○佐賀市内で事業を営んでいること。 ※佐賀市内に会社、事業所、店舗等があること ○中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」であること。 ※協同組合、協業組合、特定非営利活動法人等が事業を行う場合も対象 ○令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。	一律10万円	令和2年5月12日～6月12日まで
	由布市	中小企業者緊急給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により、事業継続が困難となっている市内中小企業者に対する市独自の支援制度	①市内に本店または主たる事業所を有する法人 ②市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主 (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、令和2年2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月（または前年月平均）と比較して15%以上減少している方 (1) 次のいずれかに該当する中小企業者 ①市内に本店または主たる事業所を有する法人 ②市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主 (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月（または前年月平均）と比較して15%以上減少している方 市内で令和元年11月30日以前に創業した小規模事業者で、令和2年5月1日現在市内で営業しており、売り上げが前年同月比（令和2年2月から4月のいずれかの月）で20%以上減少した個人事業者または法人 次のすべての要件を満たしていること ○佐賀市内で事業を営んでいること。 ※佐賀市内に会社、事業所、店舗等があること ○中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」であること。 ※協同組合、協業組合、特定非営利活動法人等が事業を行う場合も対象 ○令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。	1事業者につき10万円	令和2年5月7日～7月31日まで
	由布市	中小企業者店舗等賃料支援金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により、事業継続が困難となっている市内中小企業者に対して、店舗等の賃料の一部を給付する市独自の支援制度	①市内に本店または主たる事業所を有する法人 ②市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主 (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月（または前年月平均）と比較して15%以上減少している方 市内で令和元年11月30日以前に創業した小規模事業者で、令和2年5月1日現在市内で営業しており、売り上げが前年同月比（令和2年2月から4月のいずれかの月）で20%以上減少した個人事業者または法人 次のすべての要件を満たしていること ○佐賀市内で事業を営んでいること。 ※佐賀市内に会社、事業所、店舗等があること ○中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」であること。 ※協同組合、協業組合、特定非営利活動法人等が事業を行う場合も対象 ○令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。	事業用に由布市内において賃借している店舗、事務所の物件に係る賃料（1事業者につき月額賃料の1/2を給付） 上限額：7万円/月（最大で21万円：3か月分）	令和2年5月7日～7月31日まで
	国東市	国東市小規模事業者応援定額給付金	給付金	、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、一時的に資金が必要な事業者を応援するため、事業継続を目的とする定額給付金を交付	・令和2年2月1日以前かつ現在において本店登記と実際の事業所が市内にあること。 (1) 次のいずれかに該当する中小企業者 ①市内に本店または主たる事業所を有する法人 ②市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主 (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、令和2年2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月（または前年月平均）と比較して15%以上減少している方 市内で令和元年11月30日以前に創業した小規模事業者で、令和2年5月1日現在市内で営業しており、売り上げが前年同月比（令和2年2月から4月のいずれかの月）で20%以上減少した個人事業者または法人 次のすべての要件を満たしていること ○佐賀市内で事業を営んでいること。 ※佐賀市内に会社、事業所、店舗等があること ○中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」であること。 ※協同組合、協業組合、特定非営利活動法人等が事業を行う場合も対象 ○令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。	1事業者10万円	令和2年5月1日～6月30日まで
	佐賀市	佐賀市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している市内の事業者の事業継続を支援するため、佐賀市独自の支援金を支給	・令和2年2月1日以前かつ現在において本店登記と実際の事業所が市内にあること。 (1) 次のいずれかに該当する中小企業者 ①市内に本店または主たる事業所を有する法人 ②市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主 (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、令和2年2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月（または前年月平均）と比較して15%以上減少している方 市内で令和元年11月30日以前に創業した小規模事業者で、令和2年5月1日現在市内で営業しており、売り上げが前年同月比（令和2年2月から4月のいずれかの月）で20%以上減少した個人事業者または法人 次のすべての要件を満たしていること ○佐賀市内で事業を営んでいること。 ※佐賀市内に会社、事業所、店舗等があること ○中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」であること。 ※協同組合、協業組合、特定非営利活動法人等が事業を行う場合も対象 ○令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。	法人：一律20万円 個人事業者：一律10万円	令和2年5月1日～8月28日まで
	唐津市	唐津市持続化支援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、唐津市で事業所を営んでいる事業者に対して、助成金を交付	中小企業・小規模企業（基本助成金） ・中小企業・小規模事業者が経営をしている市内事業所 ・令和2年1月31日以前から営業実績があるもの ・鳥栖市民税の納税義務者である法人等（※）・個人事業主（市内居住者）で、今後も事業を継続する事業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から同年5月までのいずれか半月の売上が、前年同月の売上と比較して50%以上減少していること	基本助成金 ・事業所の水道料金の基本料金の4か月分相当額＋事業所の下水道使用料の基本料金の4か月分相当額	令和2年7月31日まで
	鳥栖市	鳥栖市緊急事業支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により営業等に特に大きな影響を受けている法人等・個人事業主の方を対象に、緊急的な給付金で、事業者の事業継続、経営安定化を支援	1. 多久市内で事業を営んでいること。 2. 中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する中小企業者であること。 3. 令和2年2月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること (上乗せ要件) 以下の要件をいずれも満たすこと。 1. 令和2年2月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で50%以上減少していること。 2. 国の持続化給付金・雇用調整助成金、または市のセーフティネット保証制度等の支援を受けた事業者。	法人等 30万円（上限額） 個人事業主 15万円（上限額）	令和2年5月1日～6月30日まで
多久市	多久市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している市内の事業者の事業継続を支援するため、独自の支援金を支給	1. 多久市内で事業を営んでいること。 2. 中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する中小企業者であること。 3. 令和2年2月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること (上乗せ要件) 以下の要件をいずれも満たすこと。 1. 令和2年2月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で50%以上減少していること。 2. 国の持続化給付金・雇用調整助成金、または市のセーフティネット保証制度等の支援を受けた事業者。	基本：一律10万円 上乗せ条件を満たす場合：さらに15万円	令和2年5月19日～8月28日まで	
佐賀県	伊万里市	伊万里市事業者緊急支援金	支援金	市内事業者に対し、『事業者緊急支援金』を支給し、事業継続を支援	令和2年3月から5月までのいずれかの月で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが対前年同月比で減少している事業者でアカイに該当する者（※減少率は問いません） ア. 中小企業基本法に基づく中小企業者及び小規模企業者又は個人事業者で伊万里市内に事業所を有する者。 イ. 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などの各種法人で伊万里市内に事業所を有し、収益事業を行う者。	1事業者あたり一律4万円	令和2年5月15日～6月30日まで
	鹿島市	鹿島市事業継続支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経営環境の悪化する事業者への緊急支援を行うため、事業継続支援給付金を支給	対象事業者は中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者とし、今後も事業継続意思のある事業者。 国の持続化給付金の対象外となる令和2年1月から4月までのひと月の売上が前年同月比で20%から49%減少した市内に常設の事業所等を有する事業者 小城市内に店舗等を有する事業者等	法人 20万円 個人事業主 10万円	令和2年5月11日～6月1日まで
	小城市	事業継続応援給付金	給付金	コロナウイルス感染拡大に伴い、売り上げが20%以上減少した事業者の事業継続を支援	令和2年3月から6月までのいずれかの月の前年同月比の売り上げの減少率が20%以上であること	個人事業主には10万円、法人には20万円（一律）	令和2年5月11日～7月31日まで
	神埼市	神埼市事業者応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している市内の事業者の事業継続を支援するため、独自の支援金を支給	1. 神埼市内で事業を営んでいること。 2. 中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する中小企業者であること。 3. 令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。	法人：20万円 個人事業者：10万円	令和2年5月13日～8月31日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間															
293	上峰町	中小企業・小規模企業応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症により売上が減少している町内の中小企業者や小規模企業者の方を対象に、事業規模に応じて給付金を支給	・町内に本店住所がある中小企業者、小規模企業者であること（個人事業主の場合は、主たる事業所が町内にある必要があります） ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年3月から8月までのうちいずれか1月の売上が、前年同月と比べて20%以上減少していること ・前年同月の売上が30万円以上あること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>売上が前年同月比20%以上50%未満減少した事業者</th> <th>売上が前年同月比50%以上減少した事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前事業年度売上額が6億円以上</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>前事業年度売上額が3億6,000万円以上6億円未満</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>前事業年度売上額が1億2,000万円以上3億6,000万円未満</td> <td>25万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>前事業年度売上額が360万円以上1億2,000万円未満</td> <td>10万円</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	売上が前年同月比20%以上50%未満減少した事業者	売上が前年同月比50%以上減少した事業者	前事業年度売上額が6億円以上	100万円	200万円	前事業年度売上額が3億6,000万円以上6億円未満	50万円	100万円	前事業年度売上額が1億2,000万円以上3億6,000万円未満	25万円	50万円	前事業年度売上額が360万円以上1億2,000万円未満	10万円	20万円	令和2年5月19日～10月30日まで
	区分	売上が前年同月比20%以上50%未満減少した事業者	売上が前年同月比50%以上減少した事業者																			
	前事業年度売上額が6億円以上	100万円	200万円																			
前事業年度売上額が3億6,000万円以上6億円未満	50万円	100万円																				
前事業年度売上額が1億2,000万円以上3億6,000万円未満	25万円	50万円																				
前事業年度売上額が360万円以上1億2,000万円未満	10万円	20万円																				
294	基山町	基山町中小企業者事業継続緊急支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、売上が減少している町内中小企業の事業主に対して、事業継続のための緊急支援として、予算の範囲内において緊急支援金を交付	・基山町において、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因した中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること。 ・町内で事業を営んでおり、緊急支援金受領後も事業を継続する意欲があること。	次のいずれかの額を交付します。 ・4号認定を受けた月の事業所の家賃（土地賃借料を含む）及び事業を営む上で使用する駐車場の賃料の総額の5割（1月当たりの限度額10万円）の3か月分 ・売上の減少に対する緊急支援金10万円	H Pに記載無し															
295	有田町	事業者緊急支援給付金事業	給付金	経済的に影響を受けている町内事業者に対して、事業の継続を支援するため給付金を支給	令和2年3月～7月までのいずれか1月の売上が前年同期比20%以上減少していること他	・法人事業者（一律）15万円 ・個人事業者（一律）10万円	令和2年6月15日～8月31日【予定】															
長崎県	296	長崎市	事業持続化支援金（小売・飲食店）	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化した市内小売店や飲食店に対し、支援金を支給	【対象事業者】長崎市内で営業する小売業、飲食店（対象業種はコチラ） 【申請要件】 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少し、次のいずれかに該当すること ・原則として、2020年3月～5月の任意の1ヶ月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。	申請要件を満たす2020年3～5月の任意の1ヶ月の売上減少額×3ヶ月分（支給上限額30万円）	令和2年4月22日～6月30日まで														
	297	佐世保市	事業者経営持続給付金	給付金	新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動縮小の影響で経営が悪化した市内事業者に対して支援	・令和2年5月1日を基準日とし、現在に至るまで市内に本社又は本店を有する法人、または、市内に住所を有する個人事業主（佐世保市民）であること。 ・令和2年5月1日時点で、3か月以上事業を行っており、引き続き事業を継続する意思があること。（令和2年2月2日以降に開業された事業者は対象になりません。） ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までの期間の中で、任意の1か月の売上が前年同月比で20%以上減少していること	1事業者あたり20万円	令和2年5月22日～7月31日まで														
	298	島原市	島原市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動縮小の影響で経営が悪化した市内事業者を対象に、事業継続に必要な経費を支援	・令和2年5月1日現在、中小企業者で市内に本社又は本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業主、農業・漁業を主業として営む方 ・令和2年3月から5月までの任意の1か月の事業に係る売上金額が、前年同月の売上金額と比較して20%以上減少していること。	【給付上限額】 法人：最大30万円 個人事業主及び農・漁業者：最大15万円	令和2年5月7日～7月31日まで														
	299	諫早市	緊急経営支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが大きく減少するなど、特に大きな影響を受ける市内中小企業者等の事業継続を後押しするため、事業全般に係る必要経費を支援	・市内に本社または本店を有する法人（中小企業者、小規模事業者） ・市内に住所を有する個人事業者（フリーランスを含む、事業所所在地は問わない） ・令和2年3・4・5月のいずれか1ヶ月の売上額が前年同月と比べ、30%以上減少していること	1法人または1個人事業者に対して一律30万円	令和2年5月2日～6月30日まで														
	300	大村市	事業者支援給付金	給付金	現在実施している事業者支援給付金（店舗など）の対象業種を大幅に拡大し、緊急経済対策第3弾として今後も経営を維持する市内事業者の皆さんを支援	・大村市緊急経済対策（第1弾）補助金および（第2弾）事業者支援給付金の交付を受けていないこと ・中小企業基本法第2条第1項に規定される中小企業者（個人事業者を含む） ・令和2年2～6月の内、連続する3か月間の売上高など（売上高などが確定していない月は見込みで計上）が、前年同月と比較して20パーセント以上減少したものと	30万円（一律交付）	令和2年5月29日～6月19日まで														
	301	平戸市	平戸市事業者支援給付金（製造業等）	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受けている事業者（製造業、卸売業、小売業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業）に対し、事業の継続を下支えし、今後の事業継続を後押しするための給付金を支給	・中小企業基本法第2条に該当する中小企業者（個人事業主を含む）であり、平戸市内で営業する小売業等を行っており、今後も事業を継続する予定であること。 ・2020年3月～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比べて20%以上減少していること	上限額30万円	令和2年5月8日～6月30日まで														
	302	対馬市	対馬市商工事業者等緊急支援補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上高等が減少している事業者に対し、予算の範囲内で上限15万円から20万円を支援	・島内に住所を有し、事業を営む宿泊業、飲食サービス業、運輸業、物品賃貸業、小売業、製造業、卸売業、生活関連サービス業等 ・市内に事業所等の事業拠点を有し、令和2年3月又は4月の月における売上げが、前年の同月と比較して30%以上減少している者	令和2年3月又は4月の売上が前年同月比で40%以上減少している場合 ・1事業者あたり20万円を上限、補助対象経費の4/5支給 令和2年3月又は4月の売上が前年同月比で30%以上40%未満で減少している場合 ・1事業者あたり15万円を上限、補助対象経費の4/5支給	令和2年5月11日～7月31日まで														
	303	五島市	緊急経済対策事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、影響が特に大きい業種で、市内の中小企業や個人事業主を対象に、事業の維持・継続を支援	・新型コロナウイルスの影響により、本年2月から5月までのいずれかひと月でも売上が、前年同月比で30%以上減少していること ・事業を継続する意思があること	30万円（上限額）	令和2年5月11日～6月30日まで														
	304	西海市	西海市内事業者緊急応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に大きな影響を受けた市内の農林水産業を含めた全業種の皆様の事業継続を応援	・申請日時点で会社法上の本店（協同組合等の場合は主たる事務所）の所在地が西海市内である者 ・令和2年3月から令和2年5月までの合計売上が、前年同期比20%以上減少していること。	定額 30万円	令和2年6月1日～7月31日まで														
	305	雲仙市	雲仙市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した市内の各事業者の皆様事業継続を支援	市内に主たる事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業主 売上が前年同月と比較して20%以上減少していること	支給額＝売上減少額×3か月分 ・20%以上50%未満の場合 15万円上限 ・50%以上の場合 30万円上限	令和3年3月25日まで														
306	南島原市	中小・小規模事業者等事業継続支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に重大な影響を受けた市内の中小企業者及び小規模事業者に対して、事業の継続に必要な賃料やリース料等の固定経費へ充足するため、中小・小規模事業者等事業継続支援給付金を支給	対象者：南島原市内に住所を有する個人または主たる事務所を有する法人 対象業種：卸売業、小売業、サービス業、製造業等 ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、原則として最近1か月間の売上が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することがみこまれる事業者	個人：15万円 個人（従業員が5人以上）：30万円 法人：30万円	令和2年8月31日まで															
307	佐々町	佐々町事業者支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動縮小の影響で経営が悪化した町内事業者に対して支援	全業種の事業者が対象 ・令和2年3月～5月の任意の1か月の売り上げと前年同月の比が20%以上減少していること。 ・申請日時点で事業を行っており、今後も継続する意思があること。	1事業者あたり一律20万円	令和2年5月2日～6月30日まで															
308	全域	熊本県事業継続支援金	支援金	国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者等（個人事業主を含む。）を支援	交付対象事業者 ・国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者等（個人事業主を含む。）のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者	法人は最大20万円 個人事業者は最大10万円 ※ただし、売上減少分が上限	令和2年5月26日～令和3年1月15日まで															

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
熊本県	八代市	中小企業等事業継続対策特別支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの皆様に対し、事業の継続・安定を図るため支援	・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から4月までのいずれかの月の1カ月の売上高が前年同月に比して50%以上減少している方	法人 企業 20万円 個人事業者 10万円	令和2年6月8日まで
	荒尾市	事業者様向け給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける法人及び事業者に対し給付金を交付	・国の「持続化給付金」の対象とならない事業者が対象 ・荒尾市内に事務所若しくは事業所を有する法人 ・荒尾市内に住所を有する又は事務所若しくは事業所を有する個人事業者 ・3か月以上継続して事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思を有する事業者 ・令和2年1月から令和2年12月までの任意のひと月の売上げが、前年同月比で20%以上～50%未満減少している事業者	法人 20万円 個人事業者 10万円	令和2年5月12日～令和3年2月26日まで
	水俣市	中小企業支援金	支援金	国の緊急事態宣言が全国に適用された4月16日以降に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、通算で10日間以上の休業や時間短縮営業・業務縮小の実施、又は直近1カ月の売上が30%以上減少している事業者に対して市独自の支援金を交付	交付の要件は、以下のア又はイのいずれかに該当した場合となります ア 国の緊急事態宣言の全国適用の発出日(令和2年4月16日)以降に感染防止のため、通算10日間以上の休業や時間短縮営業・業務縮小を実施した事業者 イ 直近1カ月の売上げ、前年同期比で30%以上減少した事業者	一律 10万円	令和2年5月20日～6月30日まで
	玉名市	玉名市商工等事業継続支援事業	支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国の持続化給付金の対象業種のうち、売上減少要件が前年同月比30%以上50%未満の市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金を給付	令和2年1月から12月までの間で月間事業収入が前年同月比30%以上50%未満となること。 ※国の持続化給付金との重複受給はできません。	法人は最大20万円 個人は最大10万円	令和2年6月1日～令和3年2月26日まで
	宇土市	宇土市小規模企業者事業継続給付金	給付金 家賃支援	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高の減少により企業活動に支障が生じている本市の区域内に事業所等を有する小規模企業者に対し、企業活動継続のための支援として給付金を交付	・市内に本社もしくは本店又は支店もしくは事業所等を有する法人又は個人事業主であること ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して1か月(令和2年1月～6月までの任意の月)の売上高が前年同月と比較して50%以上減少していること。 ・常時使用する従業員の数が5人以下であって、売上高が200万以上であること	1事業者につき10万円。 賃料の負担がある場合は1事業者につき15万円。(賃貸借契約書等の写しが必要)	令和2年5月8日～7月10日まで
	上天草市	事業継続支援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症により事業経営に大きな影響を受けた皆様の事業の継続を支援するため、助成金を交付	・本市に主たる事務所があること ・令和2年1月から令和2年6月までの期間のいずれかの月売上が前年同月比30%以上減少している方	雇用者数 3人以上 20万円 3人未満 10万円	令和2年9月30日まで
	宇城市	宇城市事業持続化対策特別支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高の減少により企業活動に支障が生じている市内に事業所等を有する小規模企業者及び市内に住所を有する農林漁業者の皆様に対し、市内での事業の持続化を図り、事業者を支え、再起の糧として事業全般に使える支援金を交付	・市内に事業所等を有する小規模企業者(法人または個人事業者) ・令和元年12月31日以前より市内で事業を営んでいること。 ・常時使用する従業員の数が20人以下であって、年間の事業収入(売上高)が120万円以上であること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から9月までの連続した任意の2か月と、前年と同じ2か月の事業収入(売上高)とを比べて30%以上減少していること	一律10万円	令和2年5月16日～9月30日まで
	阿蘇市	阿蘇市事業継続支援補助金	補助金	新型コロナウイルス感染拡大により、業績が悪化、または経営に支障をきたしている市内事業者の事業継続を支援する2つの支援策を創設	・阿蘇市内に本店を登記している法人もしくは事業所がある個人であること。 ・阿蘇市内に住居登録もしくは事業所がある個人であること。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みとして、一時休業や時短営業の取り組みを行ったこと。	1事業者当たり13万円	令和2年5月20日～6月30日まで
	317		家賃支援		・令和2年5月1日までに阿蘇市内の店舗等を賃借して営業を開始していること。 ・当該事業により収入(売上)を得ている事業者で、今後も事業継続の意思があること。 ・家賃に係る賃貸借契約を交わしており、令和2年5月分の家賃が発生していること	店舗の5月分の家賃(消費税額及び地方消費税額を除く。)の2分の1に相当する額とし、1事業者当たり5万円を限度	
	318	天草市	事業継続支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、売上げが大きく減少している市内の事業者の事業継続を支援するため、天草市独自の給付金を交付	・市内に本店の所在地を有する方 ・2020年1月から12月までのうち、2019年の同月比(白色申告の場合は2019年の月平均)で売上が30%以上50%未満減少した月があること ・国の実施する持続化給付金を受けていないこと、また、今後受けた場合は返還すること。	一律20万円
319	あさぎり町	あさぎり町中小企業等経営持続化補助金	補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが急減したあさぎり町内事業者の事業を持続するため、新たに補助金を交付	1.町内に住所がある者が町内で事業を営んでいる者 2.令和2年1月～12月の間で前年同2ヶ月間の事業収入と比較して15%以上減収した者	補助率：売上減収額の1/3 上限額：30万円/年 また、補助金が30万円未満の場合は、上限額に達するまで複数回の申請が可能	令和2年4月1日～
宮崎県	全域	小規模事業者事業継続給付金	給付金	特に経営が厳しい小規模事業者に対し、国の「持続化給付金」に加え、県独自の給付金を速やかに給付し、事業継続を支援	1.小規模事業者支援法に基づく小規模事業者であること 2.宮崎県内に本店又は主たる事業所を有すること 3.令和2年5月1日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること。 4.国が支給する持続化給付金の申請を予定していること 平成31年1月1日以前に開業・設立した事業者においては、令和2年1月から4月までのいずれかの月において、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で75%以上減少していること	一律20万円	令和2年5月1日～6月30日まで
	宮崎市	家賃補助事業	家賃支援	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等の経営安定化を図るため	・市内に事業所を有する個人事業者、市内に住所を有し県内に事業所を有する個人事業者及び市内に事業所を有し本社を有する法人 ・令和2年2月から5月のひと月が、前年同月比で売上が50%以上減少した者	1物件につき月額賃料×8/10(上限額：10万円) ※賃料：賃貸借契約書等に定められた店舗、事務所等の賃料、事業を行うにあたって主たる活動の場となる土地の賃借料(管理費、共益費、駐車場及び農地・山林を除く。) ※ただし、駐車場については、それが主たる活動の場となる場合には対象とする	令和2年4月24日～7月31日まで
	都城市	がんばろう都城！事業者支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少している中小企業、個人事業者などの商工業者等に対して、事業を継続するための緊急支援として「がんばろう都城！事業者支援金」を交付	・令和2年5月1日時点で都城市内に法人登記および事業所を有する法人 ・令和2年5月1日時点で都城市内に住所を有する個人事業者 ・令和2年2月から6月のうち、いずれか1月の売上高等が、前年同月と比較して減少していること ・全収入の2分の1以上が、事業活動における売上高等であること	1事業者につき20万円	令和2年5月8日～8月31日まで
	延岡市	緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの減少率が25%以上50%未満の事業者の皆様を支援するため、独自の緊急支援給付金(上限30万円)を支給	・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのいずれかの月において、ひと月だけでも売上が前年同月比で25%以上50%未満の範囲で減少している事業者 ・令和2年4月1日時点で、法人にあっては市内に本店があること、個人事業者にあっては市内に住所を有すること ・国の「持続化給付金」の対象から外れる市内事業者	上限30万円	令和2年5月11日～令和3年2月28日まで
	日南市	中小企業等事業継続支援金	支援金	国の「持続化給付金」の支給対象外の事業者、独自の支援金を支給	・市内で事業を営む中小企業、小規模事業者、個人事業主 ・令和2年1月～12月の間でひと月でも売上げが前年同期比で25%以上50%未満の範囲内で減少している者	一律10万円	令和2年6月1日～令和3年2月26日まで

都道府県	市町村	制度名	種別	補助概要	補助要件等	支給額等	申請受付期間
325	日向市	日向市中小企業等応援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動が急速に縮小している中、売上が減少している市内の中小・小規模事業者の経営を緊急的に支援	・中小企業または小規模企業であること ・令和2年1～6月のいずれかの月の売上高が前年同月比30%以上減少していること	対象者1者につき、最大20万円	令和2年5月11日～8月31日まで
	西都市	事業所経営継続支援助成金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症により影響を受け、厳しい経営環境にある市内商工業者の安定的な経営継続を支援するため、市内の店舗等を賃借して事業を営んでいる事業者の賃借料の一部を助成	・市内の店舗等(※)を賃借して事業を営んでいる商工業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から5月までの売上が前年同月比で概ね30%以上減少している月が1月以上あるもの ※店舗、店舗の敷地及び事業に必要な駐車場 対象事業者：原則として、対象期間（令和2年1月～5月）のうち、ひと月の事業収入が前年同月比で80%以上減少している次の事業者 ・中小法人等（中小企業、医療法人、農業法人、NPO法人等） ・個人事業者 ※国の持続化給付金の給付通知を受けていること（申請中も可）	通常の賃借料に対して1/2（上限2万円/月） ・申請の月から起算して3か月分	令和2年5月1日～同年6月30日まで
327	全域	鹿児島県事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、事業全般に広く使える支援金を給付	・新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の者が来店・利用を控えることで売上が減少している鹿児島市内で事業を営む中小企業者等 ・2020年3月から5月までの任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上50%未満減少していること（ただし、2020年3月から5月のいずれの月も売上減少率が50%未満であること。）	いずれかの月の事業収入が前年同月と比べて ・90%以上減少した事業者は上限額20万円 ・80%以上90%未満減少した事業者は上限額10万円	令和2年5月25日～同年6月30日まで
	鹿児島市	鹿児島市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続に困っている鹿児島市内で事業を営む中小企業者等の支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に使える支援金（上限30万円）を給付	・市内に住所または事業所を有している中小企業者等 ・令和2年2月から9月までのいずれか1か月における売上高が、前年同月の売上高より20%以上減少していること。	2020年3月から5月までのうち、前年同月比で20%以上50%未満減少している1か月の売上減少額が最大となる月の減少額の3か月分の額 ・上限30万円	令和2年5月11日～同年6月30日まで
329	枕崎市	中小企業等事業継続支援事業補助金	家賃支援	新型コロナウイルスの感染拡大により、売上高が減少している中小企業等を支援するため、事業継続に必要な店舗・事務所・倉庫・駐車場等の賃借料の一部を補助	・市内に営業所、事業所、工場等を有する者 ・令和2年2月以前から※事業収入を得ており、今後も事業継続の意思がある者 ・事業収入が前年同月比で20%以上減少している者（令和2年2月から5月のいずれかの1か月）	事業の用に供している建物及び駐車場の賃貸借契約に基づく賃借料の3か月分 1事業者あたり上限15万円（3か月×上限5万円/月）	令和2年10月30日まで
330	出水市	出水市中小企業等支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等（法人、個人事業主）に、出水商工会議所又は鶴の町商工会を通じて、支援金を給付	売上高が前年同月比で20%以上減少している市内事業所で、原則商工会議所又は商工会の会員（対象期間：令和2年2月から5月のうちの1月） ※会員でない事業所も対象になりますので、会議所又は商工会にお問い合わせください。	一律10万円	令和2年6月30日まで
331	日置市	日置市中小企業者等緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一定程度事業収入が減少した中小企業者等について、給付金を交付	・市内に営業所、事業所、工場等を有する者 ・令和元年12月以前から※事業収入を得ており、今後も事業継続の意思がある者 ・事業収入が前年同月比で20%以上減少している者（令和2年2月から5月のいずれかの1か月）	一律10万円	令和2年5月13日～6月30日まで
332	鹿児島県	曾於市小規模企業者家賃給付金	家賃支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆様の事業の継続を支援するため、要件を満たした小規模企業者に対し、固定費である家賃を給付	・本市において1年以上（原則）継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も事業を継続する意思がある小規模企業者 ・令和2年2月から7月までの間のいずれか1か月において売上高が前年同月比で50%以上減少した者	家賃3か月分（上限15万円）	令和2年5月15日～8月31日まで
333		曾於市中小企業事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、特に影響が大きい中小企業の事業の継続を支援するため、支援金を交付	・対象者：国の持続化給付金（減少率50%以上）に該当しない方 ・1年以上（原則）継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も事業を継続する意思がある中小企業 ・令和2年2月から7月までの間のいずれか1か月において、売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した中小企業	1事業者当たり一律30万円	令和2年6月1日～8月31日まで
334	霧島市	事業継続支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業等（個人事業主を含む）に対し、給付金を支給	1.令和2年2月1日以前より霧島市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3～5月の任意の1か月の売上が、前年同月に比して20%以上減少していること	一律20万円	令和2年5月21日～7月31日まで
335	いちき串木野市	中小企業等緊急支援給付金	給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し、企業活動に支障が生じている中小企業等への企業活動の維持又は継続のための緊急支援として、市独自の給付金を交付	1.中小企業者若しくは小規模事業者又は個人事業者であること 2.いちき串木野市内に事業所、店舗等を有すること 3.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月、3月、4月または5月のいずれかの月の売上額が前年同月比で5%以上減少していること	1対象者につき次のとおり 1.売上高減少率5%以上20%未満5万円 2.売上高減少率20%以上10万円	令和2年6月30日まで
336	志布志市	経営持続化給付金	支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上の減少や雇用の継続が困難な事業者に対して、志布志市が独自で支援	・志布志市内に事業所がある個人事業主及び中小企業者 ・令和2年3月から5月の任意の月で、月間売上が前年同月と比較し1割以上減少している事業者	小売業：一律15万円	令和2年5月30日～8月31日まで
337	始良市	始良市事業継続支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け売り上げが減少し、事業継続に困っている中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）を支援	・2019年12月以前から始良市内で事業を営み、今後も、事業を継続する意思があること ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少していること ・2020年3月から5月までのいずれかの1か月の売上が前年同月に比して20%以上50%未満減少していること（ただし2020年3月から5月のいずれの月も売上減少率が50%未満であること）	一律10万円	令和2年5月18日～7月31日まで
338	さつま町	中小事業者事業継続緊急支援助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等（商工業を営んでいる法人、個人事業主）に、さつま町商工会を通じて助成金を給付	さつま町内に事業所があり、売上高が前年同月比で20%以上減少している事業所 2020年2月から5月までのうち、1ヶ月間の売上合計額を選択し、前年同月比で事業収入が20%以上減少していること	一律10万円	令和2年5月11日～6月30日まで
339	大崎町	事業者経営持続化給付金	給付金	新型コロナウイルスの影響により売上が減少し、事業継続に困っている中小企業者・個人事業主の支援として一律30万円を給付	・令和2年2月～5月のいずれかの1ヶ月の売上高が前年同月に比して15～49%減少している第3次産業の中小企業者・個人事業主	一律30万円	令和2年6月30日まで
340	全域	感染症防止対策支援事業（小売業等）	支援金	感染の影響や、これまでの外出自粛要請等に応じて、経済的な影響を受けている事業者のうち、特措法に基づく協力要請対象事業者とはならない「小売業等」で、売上が減少している事業者を支援	「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」を営んでいる事業者	一律10万円	令和2年5月15日～同年6月30日まで
341	沖縄市	沖縄市中小・小規模事業者等支援金	支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等で中小企業セーフティネット資金等の融資の申込をした事業者に対して、事業の継続を下支えし、つなぎ資金としていただくため、事業全般に広く使える支援金を支給	3か月以上の事業実績があり、他の支援事業を除く 沖縄県融資制度・セーフティネット保証等の認定者で金融機関等に融資の申請をした者及び新型コロナウイルス感染症特別貸付の申し込みをしている者	一律10万円	令和2年6月30日まで
342	宮古島市	中小・零細企業助成金	助成金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受けた宮古島市内の事業者に対して助成金を交付	次の条件を全て満たす法人又は個人事業主とする。 1）本市に住所を有する者 2）交付対象となる融資に掲げる融資を受けたもの 3）令和元年12月末日までを期限とする本市の公的義務（市税、使用料等）の納付が果たされている者 ※交付対象となる融資：中小企業セーフティネット資金（災害等被害対応貸付）、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証等	1事業者あたり10万円	令和2年5月11日～7月31日まで

注:原則、石油販売業者が利用できると思われる支援制度を記載しましたが、実際に利用される場合には、都道府県及び市区町村の担当窓口にご確認をお願いいたします。

(出所) 地方自治体ホームページ等に基づき全石連作成